

■ 巻頭言 ■

庶民のデータ監視よりも無法政治の庶民監視が要る

背番号カード、顔認証、接触監視アプリ、データ監視をストップしよう！
PCR 検査&ワクチン国民全員無料に血税を注ごう！

どこの国でも、長期政権は腐る。政治主導を合言葉に、ゆうことを聞きそうな官僚や検察トップ人事の懐柔、モリカケ、桜を見る会など不透明なネポティズムや集票活動、巨額政治資金の不法なばら撒き等々。しまいには、自分らのつくったテロ等準備罪に盛り込まれた「証人等買収罪」での衆院議員の起訴。この議員は、証人の口封じなどマフィア並みで実に荒っぽい。何でもありの政権がようやく幕を閉じた。後継は、たたきあげでジャパニーズ・ドリームの香りも。だが、出来レースで、前政権での長年の奉公への褒美の感じも。安倍政治の船頭役で同罪との声も。「デジタル庁」が要るとか？政治の庶民監視をゆるめてはならない。

前政権の政治主導には大きな疑問符がつく。コロナ収束の兆しの見えないなかでの経済活動の継続には、ワクチンが整うまで、PCR 検査拡大必須が公理。個人レベルでの自主的行動規制だけでは、コロナ禍ストップは至難。だが、厚労省の役人は、行政検査の既得権を手放さない。政権トップのPCR 検査実施数値目標も空ごと。コロナは、インフルエンザとは比較にならないほど医療側に負荷がかかる。だが、聞く耳を持たない。

厚労省が導入したコロナ接触監視アプリ(COCoA)は不具合の連続、効果も疑問だ。現在は、プライバシー保護のため「アプリを

端末に入れたい人だけが入れるオプトイン方式」だ。これを「外したい人だけが外すオプトアウト方式」に転換を促す声も？だが、イエスとはいえない。野党に、「コロナ」が「非国民」に入れ替わるのを止める気概がないからだ。

冬がくるのは早い。コロナと季節性インフルエンザに急いで向き合わないといけない。備えあれば憂いなし、PCR 検査とワクチンは国民全員無料しかない。

厚労省は、マイナンバー IC カードと顔認証データを使う「背番号+生体認証データ」を収集する計画(CNN ニュース 101 号参照)を開始した。診療開始時の本人と保険資格確認のオンライン確認に使う。総額 1,000 億円かけて 1 台 9 万円もする顔認証機能付き読取機を無償で全国 22 万カ所の医療機関や薬局に配るといふ。だが、国民の生体認証データを背番号つきで収集監視する計画には、国民のコンセンサスがない。野党も事態の深刻さを共有できていない。

総務省が音頭を取って始まったマイナポイントも、動機が不純、仕組みも複雑怪奇で行先不透明だ。マイナポイントなど、本来「民」がやることだ。「官」がやってはいけない！！血税ジャブジャブ浪費した官製 PR も無駄遣いだ。スマホ全盛時代に、IC カードを無理強いする役人主導の政策は明らかに時代錯誤。この国は、何度でもインパルを繰り返す。それでも、前政権は、役人をコントロールできていたといえるのだろうか。大きな勘違いではないか。

◆ 主な記事 ◆

- ・巻頭言～データ監視よりも無法政治の庶民監視が要る
- ・SNS 匿名投稿者情報開示制度の見直し
- ・対論：証人等買収罪とは何か
- ・ストップ！菅政権の国民皆マイナンバー監視制度

2020年10月19日

PIJ 代表 石村 耕治

石村耕治 PIJ 代表に聞く

特集：気になる SNS 匿名投稿者情報制度の見直し

ネット上で匿名で表現する自由と発信者情報開示制度のあり方

ソーシャルメディア・ディスカバリーとは

解説 石村 耕治 (PIJ代表)

聞き手 中村 克己 (CNN ニュース編集局長)

新 たな情報伝達のツールとして登場したインターネット（ネット）は、対話形式での大量の情報伝達を容易にした。ブログや SNS（会員制交流サイト）、ホームページ（HP）の掲示板、画像／動画投稿サイトのようなソーシャルメディアが築いたプラットフォーム（ネット上の表現の場所／交流の場所／オンラインプラットフォーム）は、大量の情報伝達の中継基地として重要な役割を演じている。その反面、誰でも匿名で投稿できるソーシャルメディアを中継するオンラインプラットフォームを使った個人や企業への誹謗中傷や私的画像の流出などのプライバシーの侵害、さらには海賊版サイトによる著作権の侵害が急増している。ネットで中傷され、果敢に戦う人もいる。その一方で不幸にして命を絶った人もいる。ネットへの不正投稿などによる権利侵害から市民や企業をどう護るかは、ますます重い課題になっている。また、企業が、ネット上に投稿した厳しい商品評価をした消費者や内部告発者を探し出し、表現の自由、言論行為の封殺、リベンジするために起こすネット系「スラップ訴訟（Cyberslapp suits）」の増加も放ってはおけない問題である。

憲法 21 条でリアルおよびネット上での言論、出版その他一切の表現の自由を保障されたこの国で、事実を報じることは重視されないといけない。しかし、自分の逮捕歴や犯歴が書かれた記事がずっとネットに掲載され続けると再起の妨げになる。そこで、再起を凶っている人が、「忘れられる権利（right to be forgotten）」、「削除権（right to erasure）」を行使し、検索エンジン（検索サイト）を運営する Google（Google）などに自主的な記事の削除を求める、

さらには削除を求める仮処分命令を裁判所に求め争っている。

憲法 21 条で保障された表現の自由は、実名の場合はもちろんのこと匿名、仮名の場合を含み、リアルはもとよりネット上でも適用になる。ネット上に匿名で自分を誹謗中傷した書き込み／投稿をした犯人を突き止めたい。こうした場合には、HP の掲示板や SNS のようなソーシャルメディアの管理者や運営法人などプロバイダに IP アドレスや電子メールアドレス、タイムスタンプ（投稿年月日や時刻）・住所・氏名など発信者（投稿者）情報の開示を求めなければならない。こうした手続を「ディスカバリー（discovery）」という。やさしく言えば、「匿名性に隠れた犯人のネット上とリアルの身元の開示を求める手続」である。この手続は、国により異なる。アメリカの場合は、州により異なるが、一般に、州裁判所に名誉棄損やプライバシー侵害を問う匿名の投稿者（poster）を相手に損害賠償を求める民事訴訟を起こす。そして、その手続の一環としてソーシャルメディアの管理者や運営法人など（プロバイダ）に、発信者の IP アドレスや電子メールアドレスやタイムスタンプ、氏名・住所などの身元確認情報の提出命令（サピーナ）を発して開示を求めることになる。

一方、わが国の場合は、発信者の身元などの情報開示に利用できる法律がある。通称で「プロバイダ責任限定法」と呼ばれる法律である。正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」である。この法律は、今から 11 年前の 2001 年 11 月に成立、翌 2002 年 5 月に施行された。最近、プロバイダ責任限定法を見直そうという動きが、この法律を所管する総務省か

ら出てきた。女子プロレスラーがネットで中傷され自らの命を絶った事件などが契機だ。

プロバイダ責任限定法は、元来「他人の権利侵害」を守備範囲としている。しかし、ネット上には、「他人の権利侵害」はしていないが、公序良俗に反するわいせつ画像や殺人予告など「有害情報・社会的法益侵害情報」があふれている。こうした情報については、業界団体による自主規制に委ねられているが、プロバイダ責任限定法でカバーすべきかどうかも重い課題である。

今年（2020年）4月に、同省が組織した「発

信者情報開示の在り方に関する研究会」（総務省研究会）が5回開かれ、8月に中間報告が出された。プロバイダ責任限定法とはどんな法律なのか？どう使いこなすのか？見直しが必要とされるが、どこが問題なのか？いろいろ疑問がわく。中間報告などに示された見直しのポイントなどを含め、石村耕治 PIJ 代表に CNN ニュース編集局が聞いた。

(CNNニュース編集局)

◆ プロバイダ責任制限法の対象は？

(編集局) インターネット（ネット）上では、誰でも匿名で自由に投稿（posting）できる SNS やブログなどへの書き込み（posting）により、個人や企業を誹謗中傷する権利侵害や私的画像の流出、さらには海賊版サイトによる著作権の侵害などいろいろなトラブルが起きています。こうしたトラブルに対処するということで2011年に制定されたのが、「プロバイダ責任制限法」です。この法律の正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」です。この法律の略称で使われている「プロバイダ」が「特定電気通信役務提供者」にあたるのですか？

(石村) 「特定電気通信」、「特定電気通信役務提供者」の略称として「プロバイダ」ということばを使っています。しかし、ここでいう「プロバイダ」は、NTT コミュニケーションズやソフトバンク、Yahoo! BB のような「インターネットサービスプロバイダ (internet service provider)」（インターネット接続の電気通信役務を提供する事業者）、略称で「ISP」、つまり電気通信事業者ではありません。Web サイト（HP）や HP の電子掲示板、ツイッターのような SNS（会員交流サイト）、インターネット動画やインターネットライブ配信の管理者や運営法人などを含みます。一般に、「ソーシャルメディア (social media)」と呼ばれるものです。ただし、宛先を指定して送信する電子メール (eメール) は、特定電気通信にはあたりません。一言でいえば、「アクセスプロバイダ」や「コンテンツプロバイダ」がこの法律の適用対象になります。

(編集局) 「アクセスプロバイダ」と「コンテンツ

プロバイダ」という言葉は、どう違うのでしょうか？

(石村) 先ほどあげた NTT コミュニケーションズ(株)、Yahoo! BB

のような IPS は、「アクセスプロバイダ」です。一方、Web サイト (HP) や HP の電子掲示板 (message board)、SNS、チャットルーム (chat room) のようなソーシャルメディアは「コンテンツプロバイダ」です。ただ、ヤフージャパン (Yahoo) (株) のような事業者を取り上げてみても、インターネット接続に加え、さまざまな事業をやっています。「アクセスプロバイダ」である一方で、「コンテンツプロバイダ」でもあります。色分けは容易ではありません。なお、自分でコンテンツを発信する人は、「コンテンツプロバイダ」にはあたらずに、たんなる「発信者」にあてはまります。



◆ 「ソーシャルメディア」とは何か？

(編集局) もう1つ初歩的な質問をします。そもそも「ソーシャルメディア」とは何なのでしょう？

(石村) 確かに、「ソーシャルメディア」について、多くの人たちは、その意味をよく理解しないまま、この言葉を使っていますね。まず、この言葉についておさらいをしてみます。

「メディア (media)」ということばは、「情報伝達媒介手段」とか、「情報伝達媒介者」と邦訳

されます。

例えば、新聞や書籍を発刊する新聞社や出版社のような伝統的なメディアは、リアル空間で、購読者（消費者）との間で情報が流通します。それから、従来からあるマスメディアであるテレビ放送では、各地に建てられた放送用のアンテナから電波によって情報を受信することができます。また、運営法人（放送局）は、政府から免許を得る必要があります。

これに対して、「ソーシャルメディア」は、インターネット（ネット）上の構築されたプラットフォーム（ネット上の表現の場所／交流の場所）【オンラインプラットフォーム／online platform とも呼びます。】を中継基地として、パソコン（PC）やスマホなどで情報／データをやりとり（発受信）して作り出すメディアです。それから、国境のないネット上に表現の場所／交流の場所（プラットフォーム）を築いてSNSの管理運営しているのが、フェイスブックやツイッターのような会社（法人）です。ソーシャルメディアは、プラットフォームビジネス・モデルを応用した事業をやっているわけです。

◆ プラットフォームビジネス・モデルのSNSとは

（編集局）コロナ禍で、働けるのに働けないで貧困にあえぐ人たちを救済するために食事を配るリアルな活動をしている市民団体があります。こうした団体の場合は、プラットフォームビジネス・モデルについてよく知らなくとも大丈夫だと思います。しかし、市民団体で、マイナンバー反対とか、マイナポイントは要らないと一所懸命に運動をやっている人たちは、プラットフォームビジネス・モデルについてある程度の知識が必要です。でないと、運動を続けることが難しくなっています。マイナンバーの利用が、リアル／オフラインからネット／オンライン区間に大きく広がってきているからです。ところが、メンバーの大半は、マイナポータル（政府ポータルサイト）とか、マイナポイントが、プラットフォームビジネス・モデルを応用しているとか、よくわかっていないわけです。もう少しやさしく説明してください。

（石村）そうですね。マイナンバー違憲訴訟などをみても、ガラパゴス化していますね。熱意は分かりますが、もっとネット時代に対応できる訴訟を展開しないといけないと思います。その意味で

は、ITに強い人材を活用した訴訟戦略が必要ですね。

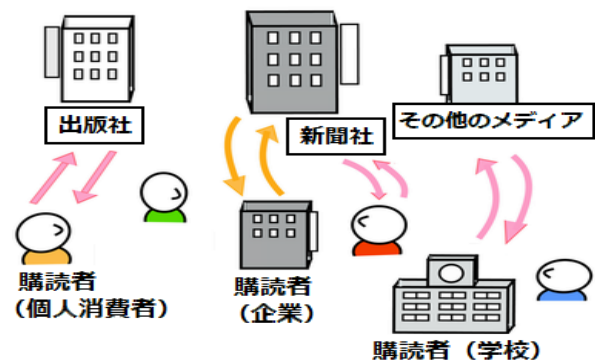
それから、すでに、CNNニュース101号で「プラットフォームビジネス・モデルとは何か？」でやさしく説明しておりますが。

（編集局）もう一度確認します。「ソーシャルメディア」は、インターネット上の構築されたプラットフォームを中継して、パソコン（PC）やスマホなどのモバイル端末で情報／データをやりとり（発受信）して作り出すメディアだということですね。

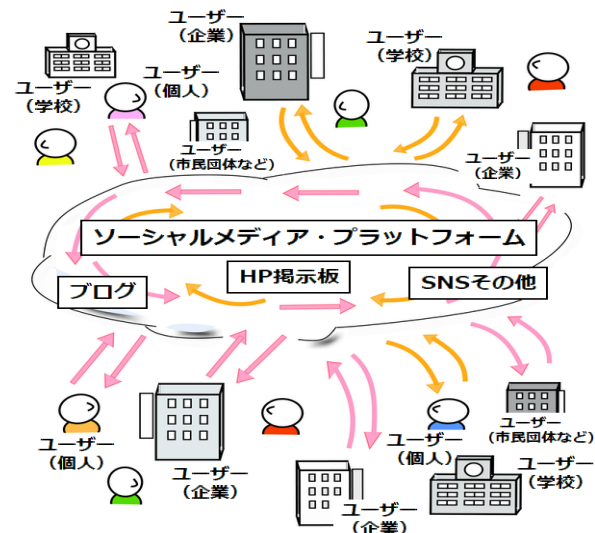
（石村）そうですね。ソーシャルメディアでは、情報は、インターネット上の構築されたプラットフォームを中継してやりとりするネット空間でしか流通しません。それから、「ネット空間」という言葉のほかに、「オンライン区間」、「デジタル空間」などの言葉が使われます。これらはほぼ同じ意味です。

【図表1】メディアでの情報流通の構図

● 情報流通：伝統的なリアルのメディアの例



● 情報流通：ネット／オンラインのソーシャルメディアの例



◆ SNS / プラットフォーマーの投稿記事削除権と免責

(編集局) SNS の管理運営者は、自分らがネット空間に築いたプラットフォームに、不穏・不法な書込みがあれば、自発的に削除することができるのですが？

(石村) フェイスブックやツイッターのような SNS を運営するプロバイダ (コンテンツプロバイダ) は、ネット上に表現の場所 / 交流の場所であるプラットフォーム (platform) を提供しています。このことから、「プラットフォーム (platformer)」、「オンラインプラットフォーム (online platformer)」、「場所の提供者」とも呼ばれます。プロバイダがネット上に築いた表現の場所 / 交流の場所 / プラットフォームでは、ユーザーは自由に意見交換、情報交換、交流ができます。しかし、この場所 / プラットフォームは常に平穏ではないわけです。常時、他のユーザーの権利を侵害する発言やヘイトスピーチその他不穏・不法な言論が書き込まれます。こうした悪意のある書込み / 投稿について、プロバイダが常に責任を負わされるとすれば、その場所を閉鎖しなければなりません。言いかえると、ネット交流の場所を確保するには、プロバイダは、問題の発言があれば自発的にすぐにその発言 / 投稿を削除する、削除しても、投稿者がプロバイダの責任を問えないように、法律でプロバイダの責任を「免除」、「限定」してやる必要があるわけです。

(編集局) トランプ大統領は、フェイスブックやツイッターのような SNS で、「郵便と投票所の双方で二重投票を！」と呼びかけ、混乱をおおるような表現行為 / 投稿を平気でします。ネチケットなど期待薄の人物です。SNS でこの人物の問題発言 / 投稿があるとフェイスブックやツイッターは、自主的に削除する、あるいはフラッグ (旗) 立てをしますが、表現の自由との問題はないのでしょうか？

(石村) トランプ大統領は、なかなか常識が通用しない人物です。まあ、わが国でもかつて札東積んで総理大臣になったような人物もいます。アメリカ政治への内政干渉になる発言は避けたいと思いますが (笑)。ともかく、大統領ですらこうですから、アメリカのネット上には、フェイクニュースだけでなく、わいせつ画像や児童ポルノ、殺人予告、違法薬物など「有害情報・社会的法益侵害情報」があふれています。

アメリカでは、フェイスブックやツイッターのような SNS (コンテンツプロバイダ) が、運営するプラットフォームに流通する有害あるいは社会的法益を侵害する投稿の取扱・削除が重い課題になっています。選挙結果を左右しかねないネット上の情報操作やフェイクな政治広告、投稿は民主主義をゆがめるからです。フェイスブックは、トランプ大統領の国民の分断をおおるような投稿について「表現の自由」を重視して沈黙し、広告主の離反を招きました。トランプ氏が、表現の自由を理由に、大統領令での SNS による削除権の規制をほのめかしたからでしょう。

連邦には、1996 年に制定された通信品位法 (CDA=Communications Decency Act) という法律があります。この法律 (CDA) は、ツイッターやフェイスブックのようなコンテンツプロバイダの管理者や運営法人に、免責特権を与えて、連邦憲法修正 1 条で保障される表現の自由とぶつかる投稿を含め、プラットフォーム利用規程を盾に、投稿された書込みの削除やフラッグ立てを認めています (CDA230 条)。まるで「民間警察によるネット上の言論の常時監視ではないか」との批判もあります。しかし、ネット上に有害情報・社会的法益侵害情報があふれかえる実情では、もぐらたたきの政府規制ではまったく追いつかないのです。

主要な SNS は、海外に削除センターを置いて人海戦術で対応する一方で、AI で削除事務を効率化していると報道されています。

(編集局) ソーシャルメディアがネット上に築いたプラットフォームで流通する情報については、投稿の削除 (送信防止措置) のほかに、他人を匿名で誹謗中傷した犯人探しのための被害者からの発信者 (投稿者) 情報の開示請求の問題もありますね。

(石村) そうです。今回、わが国では、現行のプロバイダ責任制限法を見直そうという機運が高まりました。見直しの対象となっているのは、まさに SNS のようなソーシャルメディアのプラットフォームに匿名で誹謗中傷した投稿をした発信者情報の開示制度についてです。

◆ ソーシャルメディアの色分け

(編集局) ソーシャルメディアには、どんな種類のものがあるのでしょうか？

(石村) 大きく分けると、●ブログ、●ホームページ

ジ (HP) / ウェブ (www) サイト上の掲示板、● SNS (Social Networking System / 会員制交流サイト)、● 画像 / 動画投稿サイトなどがあります。近年、ビジネスモデルがますます複雑になってきています。誤解を恐れずに、アバウトですが、図説すると、次のとおりです。

【図表 2】 ソーシャルメディアの種類 (未確定)

<p>● ブログ</p> <p>ブログは、ホームページの1種。インターネット上に公開されている私事や社会の出来事について自分の意見を述べた日記のようなもの。多くのブログでは、筆者の意見に対する反論や賛成の対話 / 交流ができる機能を持つものが多い。</p>
<p>● ホームページ (HP) 上の掲示板</p> <p>【Q&A ホームページ (HP) の例】</p> <p>① Yahoo! 知恵袋、② OKWAVE</p> <p>【タイムライン型 HP / SNS を HP に埋め込むタイプの例】</p> <p>① フェイスブック (Facebook)、② ツイット (Twitter)、③ クリー (GREE)、④ ディー・エヌ・エー (DeNA)</p> <p>【口コミ連動型 (CGM=Consumer Generated Media) HP の例】</p> <p>① 価格 .com、② アットコスメ (@cosme)、③ 食べログ、④ Amazon のブックレビューやカスタマーレビュー</p>
<p>● SNS (会員制交流サイト)</p> <p>【国内の SNS の例】</p> <p>① ライン (Line) ② ミクシィ (mixi) ③ グリー (GREE)</p> <p>【国外の SNS の例】</p> <p>① ツイッター Twitter (アメリカの Twitter Inc. が開発運営)</p> <p>② ティックトック TikTok (中国の ByteDance が開発運営)</p> <p>③ インスタグラム Instagram (アメリカの Facebook, Inc. が開発運営)</p> <p>④ スカイプ Skype (アメリカの Microsoft, Inc. が運営)</p> <p>⑤ グーグル+ Google+ (Google Japan が運営)</p> <p>⑥ フェイスブック Facebook (アメリカの Facebook, Inc. が開発運営)</p> <p>⑦ ユーチューブ YouTube (アメリカの You Tube が開発運営)</p>
<p>● 画像 / 動画投稿サイト</p> <p>会員が画像や動画を投稿して、会員でない人と共有するサービス</p> <p>【国内のサイトの例】</p>

① ニコニコ動画
【国外のサイトの例】

- ① グーグルビデオ Google Video
- ② ユーチューブ YouTube
- ③ デイリーモーション Dailymotion
(フランスの Vivendi S.A. が運営)

(編集局) ソーシャルメディア = SNS、と考えていたのですが、正確ではないわけですね。

(石村) 間違いではないのですが、正確ではありません。SNS は「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の頭文字です。インターネットを介して人 (ユーザー) と人 (ユーザー) がつながるあらゆるサービスを指します。ネット上で、友人、あるいは友人でなくとも同じ話題に興味を持つ人などと交流ができます。言いかえると、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) は、ソーシャルメディアの1つだといえます。

◆ わが国でのソーシャルメディアの興隆

(編集局) わが国でのソーシャルメディアの動向について教えてください。

(石村) わが国のソーシャルメディアは、2003年～2004年かけて国内ではミクシィ (mixi) やグリー (GREE) のような SNS がはじまりでした。また、この頃からネット上へのブログ開設が増えました。その後、2008年から2020年頃にかけてはフェイスブック (Facebook)、ツイッター (Twitter)、インスタグラム (Instagram) のような海外でも人気のある SNS が登場しました。2013年から2017年頃には画像 / 動画投稿サイトが数多く登場しました。今日では、スマートフォンのようなモバイル機器が広く普及しています。とりわけ、SNS やブログのようなソーシャルメディアが著しく伸びています。

◆ 「ソーシャルメディア・ディスカバリー」とは何か

(編集局) それから「ソーシャルメディア・ディスカバリー」とは何なのでしょう？

(石村) ありもしないことをネットに書き込まれ自分の名誉やプライバシーが侵害されたので、自分を匿名で中傷した犯人を突き止めたいとします。こうした場合には、「アクセスプロバイダ」や「コンテンツプロバイダ」に対して発信者 (投稿者 /

中傷者)情報の開示を求めることができます。こうした手続を「ディスカバリー (discovery)」といいます。やさしく言えば、「匿名性に隠れて誹謗中傷する人の身元などの情報の開示を求める手続」です。裁判関係では「証拠開示」ともいいます。「ソーシャルメディア・ディスカバリー」とは、「プロバイダ」に対して発信者情報の開示を請求する手続を指します。

(編集局) ネット上の発信者情報の開示を請求する場合に使える特別な法律が、先ほど紹介のあったプロバイダ責任制限法なわけですね。

(石村) そうです。プロバイダ責任制限法は、被害者が、「アクセスプロバイダ」や「コンテンツプロバイダ」に対して自主的な開示請求をすることを認めています。こうした法律がない国もあります。そうした国では、まず、被害者が、裁判所にネット上で匿名や仮名を使って誹謗中傷した加害者の不法行為 (tort) をただすために、加害者を相手に損害賠償責任訴訟を起こします。

そして、この訴訟手続の一環として、プロバイダ/ソーシャルメディアに対して加害者である発信者 (投稿者) の情報開示を求める手続をとることになります。これが、本物の「ソーシャルメディア・ディスカバリー」です。

◆ 表現の自由とソーシャルメディア・ディスカバリー

(編集局) 憲法 21 条で保障された表現の自由は、頭名の場合はもちろんのこと匿名/仮名の場合を含み、リアル空間はもとよりネット空間にも適用になる、ということです。となると、ソーシャルメディア・ディスカバリーは、表現の自由とぶつかることはないのでしょうか？

(石村) この問題を考える場合には、憲法、電気通信事業法、プロバイダ責任制限法 (正式名称「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」) の関連条文をよく理解しておく必要があります。

(編集局) 法律の専門家でも、IT に弱い人はたくさんいます。表見の自由とソーシャルメディア・ディスカバリーの問題を考えるうえで必要最小限の関連法条項一覧は、この問題を考える際に助けになります。ありがとうございます。それでは、ソーシャルメディア・ディスカバリーは、表現の自由を侵害することにならないのかどうか、簡単にお話ください。

【図表 3】 憲法とソーシャルメディア・ディスカバリー関連法条項一覧

<p>● 【日本国憲法 21 条】</p> <p>①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。</p> <p>②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p>
<p>● 【電気通信事業法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(検閲の禁止) 3 条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。 ・(秘密の保護) 4 条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。 ・(利用の公平) 6 条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。
<p>① 【プロバイダ責任制限法】</p> <p>(趣旨) 1 条</p> <p>この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。</p>
<p>② 【プロバイダ責任制限法】</p> <p>(損害賠償責任の限定) 3 条</p> <p>2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報 (以下この号及び第四条において「侵害情報」という。)、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由 (以下この号において「侵害情報等」という。) を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置 (以下この号において「送信防止措置」という。) を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信

防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

③【プロバイダ責任制限法】

（発信者情報の開示請求等）

第4条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

④【プロバイダ責任制限法】

（発信者情報の開示請求等）4条

2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

4 開示関係役務提供者は、第1項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

（石村）表現の自由とか、通信の秘密というのは、民主国家の基盤です。愉快犯がネット上で爆破予告をする、他人を誹謗中傷するケースが増加しているのも事実です。コロナ禍で市民の移動の自由やプライバシー権が犠牲になるのは仕方ないのではないかと主張もあります。しかし、憲法21条で保障された表現の自由（free speech）は、顕名（実名）の場合はもちろんのこと匿名（anonymous speech）の場合を含み、リアル空

間はもとよりネット空間にも適用になると思います。香港が中国本土に飲み込まれ、市民的自由を失っていつています。これを横目にみながら、愉快犯や新型コロナウイルス撲滅のためには、中国型のデータ監視国家づくり政策が手本になるとはいえないと思います。

（編集部）ネット上に匿名で他人を誹謗中傷した投稿や恐怖に陥れる投稿があるとします。それで、犯人を探すために、プラットフォームを開放しているプロバイダに、発信者（投稿者／加害者）情報を教えて欲しいと頼むとします。この場合は、まず、憲法上の表現の自由は、とりわけ匿名での表現の自由（anonymous speech）が、ネット空間でも保障されることをベースに議論を展開しないといけないわけですね。でないと、それこそ「疑わしければ罰せず、ではなく、疑わしければすべてを罰する」になりかねませんからね。それに、被害者が加害者である投稿者を相手に起こす民事の損害賠償請求訴訟で必要となる発信者（投稿者）情報は、「疑わしくともどんどん提供する」ことにもなりかねませんからね。

（石村）そのとおりです。アメリカでは、ネット上での匿名の表現の自由の保障を軸にして、そこからソーシャルメディア・ディスカバリー問題の議論を開始します。総務省の研究会【正式名称「発信者情報開示の在り方に関する研究会」】には、法学者や弁護士も参加しています。ところが、憲法21条の問題にはまったくふれていません。どうなっているのか？と思います。

フェイスマスクや帽子などは犯罪を促進する効果があるともいわれます。同じように、ネット上への匿名投稿は犯罪を隠す効果があることは否定できません。被害者救済にあたる弁護士とかは、迅速な被害者救済に熱意があります。ですから、できるだけ簡素な手続で発信者情報を取れる方向で制度改善を求めてきます。これはこれで理解できます。しかし、「法と秩序（law and order）」を優先させて、ネット上での匿名で表現する自由（anonymous speech）を傷つけてしまったら、元に戻すのは不可能です。あげくのはて、「国家がプロバイダになれば、すべて監視ができてハッピー」という極論が正論になりかねないわけです。マイナンバーを使ってすべての国民のプライバシーを国家が分散集中管理すれば安心・安全な国づくりができるとするのと同じ発想です。

民間の新聞のようなリアルなマスメディアに加え、民間ベースのソーシャルメディアがあること

は重要です。リアルメディアは読者の投稿欄を設けたりしていますが、編集権限で一方向的に読者に情報を発信するモデルです。しかし、SNSのようなソーシャルメディアは、プラットフォーム、サイトへ市民同士が双方向のかたちで自由な投稿ができます。政権や広告主を付度して発信内容がゆがみがちなリアルメディアとは違います。後手、後手の政府のコロナ対応をとって見ても、SNSでは、市民が匿名で投稿して批判できるわけです。もちろん、そのために、フェイクな投稿、デマなどがサイトにあふれることにもなりますが。

(編集局) 憲法上の権利と被害者の迅速な救済の利益については、やはり慎重な検討が必要ですね。

(石村) そうです。権利利益のバランスを考えるとします。この場合には、「ネット上での匿名の表現の自由は憲法で保障されているが、その自由を投稿者が他人を誹謗中傷する目的で濫用している」という認識がベースになる必要がありますね。ちなみに、アメリカでは、ネット上の誹謗中傷を受けた被害者は、誹謗中傷した投稿者（加害者）を相手に、誹謗中傷で受けた損害賠償額を算定し、それを支払うように民事裁判を起こして救済を求めるのが一般的です。そして、この訴訟の一環として、裁判所は、プロバイダに対し匿名の発信者（投稿者／加害者）の情報の開示を命令することになります。この命令を出すかどうかは、裁判所は、①発信者（被告）の「憲法上の匿名で表現する自由権」と、②被害者（原告）が主張・証明した身元確認のための「開示の必要性」とを比較考量して判断します。

「開示の必要性の証明基準、を低くすると、被害者の救済につながるという意見があります。その一方で、低すぎると、裁判が多発する原因になります。その結果、ネット投稿に対する萎縮効果が出てきます。発信者（投稿者）の「憲法上の匿名で表現する自由権、の抑制につながるのではないか、との指摘もあります。それから、開示請求者に復讐、仕返し、その他悪意があることも考えられます。ですから、安易に情報開示することは、投稿者の身を危険にさらす恐れもあると指摘されています。とりわけ、他人の誹謗中傷に関する開示請求ケースよりも、社会的に重大な争点についての開示請求については、より慎重な対応が必要との声があります。

企業がネットでの匿名の内部告発や商品・サービス批評など自分に気に食わない言論行

為を封殺するための訴訟が増えています。アメリカでは、この種の訴訟は「スラップ訴訟」（SLAPP=Strategic Lawsuit Against Public Participation）と呼ばれます。後で詳しくふれますが、スラップ訴訟手続の一環としての裁判所からの発信者（投稿者）情報開示命令も、発信者の「憲法上の匿名で表現する自由権、保障と深くかかわってきます。

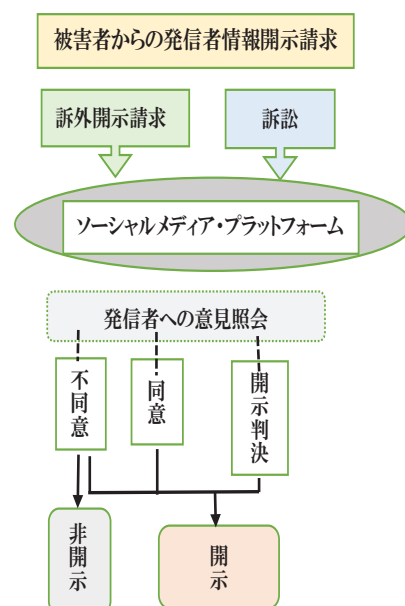
◆ わが国の場合はプロバイダに自主的開示依頼ができる

(編集局) わが国の場合は、被害者が発信者（投稿者／加害者）相手に損害賠償請求訴訟を起こさなくとも、プロバイダに対して自主的、任意に発信者情報を開示するように依頼できるわけですね。

(石村) わが国のプロバイダ責任制限法で、被害者は、プロバイダに対して自主的、任意に発信者（投稿者／加害者）情報を開示するように依頼をすることができます。裁判をしなくてプロバイダに開示依頼することになるので、「訴外開示請求」と呼ばれたりします。

ただ、プロバイダ責任制限法の造りにもいろいろと問題があり、現実にはプロバイダが任意の開示依頼に応じないことも少なくありません。その場合には、裁判で開示を求めることになります。アバウトですが、発信者（投稿者）情報の開示請求手続について、図説すると、次のような感じになります。

【図表 4】 発信者情報開示請求手続



(編集局) プロバイダ責任制限法の造りに問題があるとのことですが、どんな問題があるのですか？

(石村) プロバイダ責任制限法は、開示しないことでトラブルが生じた場合にはプロバイダの責任を免除するのですが、

開示してトラブルが生じた場合には免責していません。後で、くわしくふれます。

(編集局) それで、プロバイダが任意の開示依頼に応じない場合、被害者はどうすればいいのですか？

(石村) プロバイダが開示依頼に応じないと、被害者は泣き寝入りするか、勇気を出して、プロバイダ相手に、裁判を起こすこととなります。被害者は、裁判を起こして、裁判所が、プロバイダに対して、訴えた被害者に発信者（投稿者／加害者）情報を開示するようとの決定、判決を出せば、発信者情報を入手できます。

(編集局) 上記【図表4】をみると、自主的、任意の訴外開示請求でも、開示請求訴訟（仮処分の上立て+訴訟）でも、プロバイダは「発信者への意見照会」という手続を踏む必要があるようですが？

(石村) プロバイダ責任制限法4条2項（前記【図表3】参照）によると、プロバイダは、被害者から開示請求を受けた場合には、「開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない」と定めています。

(編集局) プロバイダは、開示するか、非開示にするかは別として、加害者である発信者（投稿者）の意見を聴きなさいということですね。

(石村) そういうことです。開示するか、非開示にするかの最終判断は、プロバイダがします。発信者が不同意であっても、プロバイダは開示できます。

(編集局) プロバイダが発信者（投稿者／加害者）本人に意見照会した段階で、本人は、自分の投稿が問題視されているとわかってしまうのではないですか？

(石村) わかっても、プロバイダに記録が残っています。被害者はそれを開示してもらって、誹謗中傷した投稿者を確認できるわけです。被害者は、その情報をもとに、損害賠償請求訴訟を起こすか、話し合いで和解、解決することができます。

◆ 弁護士関与なしの開示請求手続は至難

(編集局) 被害者は、弁護士を雇わないで、開示請求手続をすすめるのは可能なのですか？

(石村) 弁護士の関与なしの開示請求手続をすすめるのは難しいと思います。ですから、弁護士が関与した発信者情報開示請求手続は、通例、①コンテンツプロバイダへの開示請求の仮処分、次いで②アクセスプロバイダへの開示請求訴訟を起こすこととなります。これで、発信者（投稿者）を特定できれば、③発信者（投稿者）相手の損害賠

償請求という3段階のプロセスで進むこととなります。

(編集局) 弁護士法23条に基づく照会との関係はどうなのでしょう？

(石村) 「弁護士会照会」ですね。弁護士法23条は、弁護士が、所属弁護士会を通じて、弁護士活動を行ううえで必要な調査・証拠を収集できるとしています。ですから、まったく裁判所抜きで、①任意のコンテンツプロバイダへの開示請求、②任意のアクセスプロバイダへの開示請求、弁護士会照会、③損害賠償についても発信者（投稿者）との任意の交渉、裁判外の和解といったロードマップもありえますね。

イギリスの弁護士制度の歴史を勉強したことがあります。あの国では、市民間で争いになった場合、かつては両者がボクサー（闘士）を雇って実際にボクシングをやって勝敗で決着をつけたのが弁護士制度のはじまりです。その後、「法の支配（rule of law）」が確立して、「暴力」から「法律」で、争いに決着をつけるように進化し、現在のようになったわけです。いまでも、弁護士が登場してくると、相手方は萎縮してしまうことを見聞きしています。「弁護士会照会」が、相手方を萎縮させることにつながらないように、この制度の透明な運用が求められています。

◆ 問われる口封じのためのリベンジ開示請求

(編集局) リベンジ目的での発信者（投稿者）情報開示請求が増えてきているとも聞きますが。ネット上で誹謗中傷した匿名の投稿者を探し出すために発信者情報開示請求をできるだけ広く認めようという動きは理解できます。しかし、内部告発者への不適切な威圧を加えるための開示制度の濫用、表現の自由の確保との兼ね合いではどうなのでしょう？

(石村) 地図サービス「グーグルマップ」上のレビュー、「食べログ」、アマゾン「カスタマーレビュー」のような口コミ連動型（CGM=Consumer Generated Media）サイトが普及してきています。消費者が企業の広告以外の第三者の声を吟味して購買を判断する傾向を強めているからです。ただ、消費者がCGMサイトに匿名やイニシャルなどを使って投稿した評価は、必ずしも企業に好意的とは限らないわけです。やらせ投稿、事実無根の投稿は言語道断ですが、かなり辛口の評価もあるわけです。企業が、消費者の辛口評価が善意

であっても気に入らないときに、その投稿者を探し出すために発信者（投稿者）情報開示請求を活用するケースが報告されるようになってきます。企業の悪事の内部告発などのサイトへの書き込みでも、同じ問題があると思います。

（編集局） 投稿者を黙らせる、あるいはリベンジを加える狙いで「犯人探し、目的の発信者情報開示請求制度の活用ですね。

（石村） そうです。企業が、異論反論はさせない、言論の萎縮を狙って、発信者情報開示請求制度を使い、その資金力にものを言わせ弁護士を雇って、表現の自由、言論行為の圧殺をゆるすのでは、新たな権利侵害を引き起こしかねません。この意味では、弁護士会照会のあり方も問われています。ですから、弁護士会照会の見える化を含め発信者情報開示請求制度の悪用、負の側面にももっと光をあてる必要があります。その陰では、ありもしないことをネットに書き込まれても、お金やテーマにかかる裁判まではできないと、泣き寝入りを強いられる被害者も少なくないわけです。この制度は、使い方によっては、札東で正義を封じることがゆるすことにもつながりかねないわけです。この制度に、必要以上に「資本の論理」を招き入れるのは正義にかなうとはいえません。

◆ 「スラップ訴訟」にどうストップをかけるのか？

（編集局） 自分に気に食わない言論行為を封殺するための訴訟が増えるのは問題です。この種の訴訟にストップをかけるには、どうしたらよいのでしょうか？

（石村） アメリカでは、この種の訴訟は「スラップ訴訟」（SLAPP=Strategic Lawsuit Against Public Participation）と呼ばれます。「市民参加を恫喝する目的での訴訟」を指します。スラップ訴訟は、正義を隠蔽し、言論の自由や表現の自由を封殺することを狙いとする民事訴訟です。正義に反します。ワシントン州が、1989年に全米ではじめて「スラップ訴訟禁止法（anti-slapp statute）」制定しました。カリフォルニア州は、1992年に、州民事訴訟法（Cal. Civ. Proc. Code）を改正し、425条16項で、SLAPPを目的とした訴訟の濫用を禁じる措置を講じました。この規定は、原告が、スラップ訴訟を起こしていると判断できる場合に、被告とされた人に対して、自己の行為が請願権行使や言論の自由の範

囲内で行われている旨の抗弁を認めます。スラップ訴訟禁止法は、リアル／オフラインでの表現／言論のみならず、ネット／オンラインでの表現／言論封殺に関わる訴訟（Cyberslapp suits）に適用されます【わが国でスラップ訴訟を紹介するサイトとして：<https://www.slapp.jp/>】。わが国でも、立法を考える必要がありますね。

◆ 「送信防止措置（削除）請求」とは

（編集局） それから、プロバイダ責任制限法は、「発信者（投稿者／中傷者）情報開示請求」制度の他に、「送信防止措置（削除）請求」制度をおいています。これは、ネットから自分に不利益になる記事や画像などを削除してもらいたい場合に使える制度ですよね。

（石村） 自主的な削除要請をする場合には、発信者情報の開示要請をする場合と同様に、プロバイダ責任制限法を根拠に行うことになります。送信防止措置（削除）請求について、わかりやすく図説すると、次のとおりです。

【図表 5】 送信防止措置（削除）請求

検索エンジン等への送信防止措置（削除）請求	
↓	<p>①プロバイダ（ソーシャルメディア）の管理者や検索エンジン（検索サイト）の運営法人に対して、送信防止措置依頼書を送付し、送信防止措置、つまり記事や書き込みの削除ないし非表示を依頼する。</p> <p>②その場合、決まった書式はないが、Googleからの情報の削除のような検索エンジンの公式サイト条件に従う必要がある。</p> <p>③依頼書には、プライバシー権の侵害にあたるものとの主張とその理由／根拠を記載する必要がある。ただし、この場合、プライバシー権の侵害を主張しているのであるから、名誉棄損の理由／根拠などをあげてはならない。</p> <p>④検索エンジン側が請求に応じない場合もある。この場合には、泣き寝入りをするか、訴訟手続を取ることになる。</p>
検索エンジン等相手の裁判：排除措置命令（仮処分）	
↓	<p>①プロバイダ（ソーシャルメディア）の管理者や検索エンジンの運営法人を相手に、裁判所に対して排除措置命令（仮処分）を求める。</p> <p>②仮処分命令を求める場合には、適切な管轄の裁判所に申し立てる必要がある。</p>

- ①相手が日本に管理者がいる、または運営法人がある国内ソーシャルメディアの場合は、相手の住所地の地方裁判所
- ②相手が、グーグル (Google)、フェイスブック (Facebook)、ツイッター (Twitter)、2チャンネル (2ch) のように、外国に管理者がいる、または運営法人がある外国ソーシャルメディアの場合は、東京地方裁判所
- ③最高裁は、誰にでも「前科等に関わる事実を公表されない法的利益」があるとしている (最高裁平成6年2月8日判決・民集48巻2号149頁)。
- ④この判例を根拠に、前科等の記事がネット掲載されたことで、掲載された人はプライバシー権 (人格権) の侵害を理由に送信防止措置 (削除) 命令 (仮処分) を求めることができる。その一方で、記事を掲載する側あるいは書き込んだ側には、表見の自由がある。加えて、一般ユーザーには、知る権利がある。
- ⑤このことから、裁判所に仮処分が認められるかどうかは、申立人側が削除の「必要性」をしっかりと証明できるかどうかのポイントとなる。
- ⑥例えば、誤認逮捕で風評被害を受けているケースでは、具体的な被害を証明できれば削除請求の仮処分は認められる可能性は高い。

◆ 自主的削除要請は、検索エンジン／サーチエンジン側、ソーシャルメディア側、どちらにするのか？

(編集局) 検索エンジン、検索サイトは便利ですから、私もよく使います。Yahoo! JAPAN のウェブ検索の窓に、例えば「プライバシー・インターナショナル・ジャパン」と入れると、リンク先一覧が出てきます。「石村耕治」と入れたとします。その結果、仮に先生の過去の誤認逮捕歴が記載されたリンク先のウェブサイトがアップされるとします。それがもつて先生や家族などに不利益が及んでいくとします。この場合、検索エンジン運営法人側に、自主的な削除要請はできるのでしょうか？

(石村) できます。一応、まず、リンク先のウェブサイトの管理者や運営法人に削除を依頼する順序になっているようです。しかし、リンク先のサイトが削除に応じない場合には、検索エンジン側が対応することになります。例えば、Google 検索は「Google からの情報の削除」(Privacy Removal Request) という公式ウェブサイト (ヘルプセンター) を用意しています。それから、Yahoo! JAPAN も「検索結果に情報を表示しないようにするには」という公式ウェブサイトを用意しています。ただ、ソーシャルメディアを使って記事のアップ、書込みをする側には、表現の自由、言論の自由があります。また、一般ユーザーには知る権利があります。Google 検索、Yahoo! JAPAN など検索エンジンの運営法人側も、むやみやたらにリンク先のサイトにアップされた記事・書込みの削除要請に応じるわけにはいかないわけです。リベンジポルノのような自明のケースは別として、表現の自由、言論の自由と名誉やプライバシー権といった人格権保護とのバランスなど慎重な判断が求められることも少なくないからです。しかし、検索エンジン運営法人側に、自主的な削除、送信防止を要請したけれども、功を奏さなかったとします。この場合には、司法 (裁判) による解決が必要となるわけです。

◆ 「検索エンジン／サーチエンジン」とは何か？

(編集局) Google 検索、Yahoo! JAPAN などは、「検索エンジン／サーチエンジン」、「検索サイト」と呼ばれます。「インターネットサービスプロバイダ」とは違うのですか？

(石村) Google 検索、Yahoo! JAPAN などは、「検索エンジン／サーチエンジン」を運営し、検索サービスを提供しています。Yahoo は、検索サービスに加え、Yahoo!BB という事業体が有料でインターネット接続サービスを提供する「インターネットサービスプロバイダ／ISP」です。一方、Google は、検索サービスを提供していますが、ISP は提供していません。検索サービスは、無料です。これは、Google、Yahoo 双方の検索サイトとも、検索結果の表示画面や提携したウェブサイトには広告を載せて収益を得て、それで運営費を賄っているからです。

◆ 「忘れられる権利」と検索エンジン側の責務

(編集局) EU (欧州連合) の場合、2014年5月に、EU 司法裁判所が、「忘れられる権利 (right to be forgotten)」(「忘れてもらう権利」ともいいます。) を正面から法認しました (詳しくは CNN ニュース 78号参照)。これにより、Google のような検

検索エンジン側は、より積極的に自主的削除要請に応じるようになったのではないのでしょうか。

(石村) そうですね。EU の場合、この判決、さらには EU のプライバシー法である一般データ保護規則 (GDPR=General Data Protection Regulation) で、「忘れられる権利」を法律上の権利として認めました (詳しくは CNN ニュース 94 号参照)。その後、Google は、自主的削除要請 (Privacy Removal Request) により積極的に応じています (https://www.google.com/webmasters/tools/legal-removal-request?complaint_type=rtbf&hl=en&rd=1)。削除されたサイトを種類別にみると、フェイスブック (Facebook)、ツイッター (Twitter)、ユーチューブ (YouTube) など SNS が多いです。

(編集局) ということは、「忘れられる権利」とは、ブログや SNS のようなソーシャルメディア、各サイトにアップされているネット上の記事や書込みそのものの削除請求ではなく、Google のような検索エンジンによる検索結果としてアップされるリンクを削除してもらう権利だということですね。

(石村) そういうことです。ネット上にはさまざまなソーシャルメディア、膨大な数のウェブサイトなどがあります。個々のサイトなどの管理者に削除請求をすることは至難です。そこで、検索エンジン運営法人に請求してリンクを根こそぎ削除 (削除) してもらうことで「忘れてもらう権利」を確かにしようというアイデアです。検索結果に出てこなければ、問題の記事や書込みがどこかのサイトに残っていても、アクセスはできないのですから、完璧です。

(編集局) 「忘れられる権利」、「削除権」について、わが国の裁判所はどのような態度をとっているのでしょうか？

(石村) わが国でも、東京地裁が、2014 年に Google の検索エンジンによる検索結果の削除を命じる仮処分決定を出しています (東京地裁平成 26 年 10 月 9 日決定)。また、さいたま地裁は、2015 年に Google に対する削除仮処分を認める決定で、「忘れてもらう権利」にふれています (さいたま地裁平成 27 年 12 月 27 日決定・判例時報 2282 号 78 頁)。

とはいうものの、「忘れてもらう権利」を無制限に認めると副作用も出てきます。すでにふれたように、表現の自由、言論の自由、知る権利が粗末にされることにもつながります。最高裁は、「忘れてもらう権利」を法認することには慎重です。

従来からある名誉棄損やプライバシー権 (人格権) の範囲内で判断し、しかも削除を認めない決定をしました (最高裁平成 29 年 1 月 31 日決定・裁判所時報 1669 号 1 頁)。下級裁判所でも、一般に、検索エンジンによる検索結果の削除要請の仮処分について、少女買春や盗撮行為による逮捕歴など破廉恥行為に関するものについては、削除を認めない傾向が伺えます (京都地裁平成 26 年 8 月 7 日判決・判例時報 2264 号 79 頁)。

◆ 自主的削除要請はどうやるのか

(編集局) 自分の犯歴情報、誤認逮捕歴などがアップされたサイトの管理者あるいは Google のような検索エンジンの管理者が任意での削除要請に応じないとします。この場合、泣き寝入りするか、裁判 (仮処分) の手続を取るしかありません。弁護士を頼むと、ケースにもよりますが、着手金や報酬などを含め 100 万円くらいの費用がかかるようです。裁判で勝てるかどうか、何か目安になる基準はないのでしょうか？

(石村) 最高裁は、誰にでも「前科等に関わる事実を公表されない法的利益」があるとしています (最高裁平成 6 年 2 月 8 日判決・民集 48 卷 2 号 149 頁)。プライバシー権 (人格権) があるということでしょう。その一方で、記事を掲載する側あるいは書き込む側には、表見の自由、言論の自由があります。それから、一般のネットユーザーには「知る権利」があります。裁判所は、これらの権利も織り込んで全体のバランスを考えなければいけません。ですから、仮処分が認められるかどうかは、削除の「必要性」をしっかりと証明することがポイントとなります。逮捕歴や前科歴情報については、社会に復帰しているなどの事情をていねいに説明し、削除の必要性を証明することがポイントとなります。もっとも、誤認逮捕情報で風評被害を受けているケースなどでは、具体的な被害を証明できれば削除請求の仮処分は認められると思います。

◆ 発信者 (投稿者) 情報開示請求はどうやるのか～ SNS にアップされた誹謗中傷書込みの犯人探し～

(編集局) 話が変わりますが、先ほど、発信者 (発信者) 情報開示請求制度について、その問題点を含めて、お話を伺いましたが、もう少し、この制

度の実際の使い方について勉強したいと思いません。

元AKB48のメンバーのKさんが、自分の開設したブログに、嫌がらせメッセージが毎日届いたり、匿名の掲示板で「皆さん、Kの自宅に着払いで荷物を送ろう」などの投稿されたトラブルが報道されました。

この種のケース、つまり、ブログ、SNS（会員制交流サイト）や、開示版のようなソーシャルメディアで誹謗中傷を受けたとします。こうした行為は許せないと思ひ、被害者が匿名の投稿をした犯人探しをすることにします。この場合、犯人探しには、発信者（発信者）情報開示請求制度を使うわけですね。

（石村） そうですね。この場合、被害者は、プロバイダ責任制限法に定められている発信者（投稿者／中傷者）情報の開示制度を利用できると思います。この開示手続は、①プロバイダ側と②被害者側の双方から点検することができます。さきほど、①プロバイダ側からの手続を説明しました。ですから、今度は、②被害者側から「発信者（投稿者）情報開示請求」手続について、わかりやすく説明したいと思います。

【図表 6】 発信者情報（投稿者情報）開示請求の手順

ソーシャルメディアへの発信者情報（中傷者情報）開示請求
<p>①ブログやSNS、掲示板のようなソーシャルメディア（プロバイダ）で誹謗中傷された被害者は、加害者相手の損害賠償請求をするにあたり、発信者（加害者）情報が必要である場合、正当な理由をあげて、そのプロバイダの管理者、運営法人に対して情報開示を求めることができる。</p> <p>②プロバイダに対する開示手続は、そのプロバイダの管理者、運営法人に対して発信者情報開示請求依頼書を送付し、発信者情報、つまり誹謗中傷した記事や書込みをした発信者の総務省令に定める次の6つの種類の情報を請求する形で行う。</p> <p>①発信者その他侵害情報の送信にかかる者の氏名または名称</p> <p>②発信者その他侵害情報の送信にかかる者の住所</p> <p>③発信者の電子メールアドレス</p> <p>④侵害情報にかかるIPアドレス</p> <p>⑤投稿年月日および時刻（タイムスタンプ）</p> <p>⑥発信者の電話番号[SMSアドレス]（2020年8月31日の政令改正で追加）</p> <p>③プロバイダ側が請求に応じない場合もある。</p>

④この場合は、泣き寝入りをするか、訴訟手続に移る。

ソーシャルメディア相手の裁判：発信者情報開示訴訟

プロバイダ（ソーシャルメディア）の管理者、運営法人を相手に、裁判所に対して次のような発信者（投稿者）情報開示請求の訴えを起こす。

①発信者情報開示の仮処分

①問題の記事や書込みのあるサイトの管理者に対して投稿者のIPアドレスやタイムスタンプの開示を求め、コンテンツプロバイダに投稿者の個人情報の開示を求めて仮処分をする。（問題の記事など投稿者情報の開示とともに、その記事等の削除を求めるには、削除請求の仮処分も同時に行うことが多い。）

②プロバイダ責任制限法4条〔発信者情報の開示請求等〕4条1項では、侵害情報の流通によって開示請求者の権利侵害が明らかであるときに限り、開示請求を認めるとしている。つまり、誹謗中傷された人の名誉やプライバシー権（人格権）、営業権など保全して欲しい権利があることや「権利侵害の明白性」を証明する必要がある。開示を求めている投稿者の記事などは、まったくのフェイク（虚偽）であり、真実性も、公共性もないことを証明する必要がある。

②開示されたIPアドレス等からプロバイダの特定
発信者情報の仮処分が認められ、IPアドレスやタイムスタンプが開示されると、これらの情報から発信者（投稿者）にインターネットサービスを提供しているアクセスプロバイダ（ISP）が分かる。具体的にはWHOIS検索（<https://tech-unlimited.com/whois.html>）のようなツールで特定する。相手がスマートフォンを使って発信（投稿している場合には、プロバイダは、NTTドコモ（NTTdocomo）、ソフトバンク（Softbank）、au、楽天モバイルなどの電気通信事業者になる。

③プロバイダへの発信者情報消去禁止の仮処分
発信者（投稿者）が利用するプロバイダが判明したら、そのプロバイダが保管する投稿者の情報を削除しないように、発信者情報消去禁止の仮処分申し立てをする必要がある。（この種の仮処分を行わない場合もある。）通例、仮処分や裁判には結構長

い時間がかかる。しかし、プロバイダは投稿者の情報を数か月程度しか保管していないからである。この仮処分でも、保全して欲しい権利があることや「権利侵害の明白性」を証明する必要がある。



④プロバイダ相手の発信者情報開示請求訴訟

①①や③の仮処分が認められたら、プロバイダ相手に、発信者（投稿者）に次のような個人情報の開示を求めて訴訟を起こすことになる。

- ・発信者の氏名または名称
- ・発信者の住所
- ・発信者の電子メールアドレス
- ・侵害情報にかかる IP アドレス
- ・スマートフォン等の利用者識別符号
- ・SIM カード識別番号
- ・タイムスタンプ（侵害情報の送信年月日と時刻）
- ・発信者の電話番号（最近の政令改正で追加）

その際に、訴状とともに、発信者（投稿者）が発信した侵害情報の流通によって開示請求者の権利侵害が明らかである旨の証拠を裁判所に提出する。「権利侵害」、つまり名誉権やプライバシー権（人格権）、著作権の侵害が明白であることの証拠



⑤被害者が発信者情報開示請求訴訟に勝訴した場合

①裁判所が、発信者情報開示請求訴訟の被告であるプロバイダに発信者（投稿者）情報の開示を命じる判決を下したとする。この場合で、被告が控訴を断念したときには、地裁判決は確定する。原告である被害者に、プロバイダから投稿者（発信者）の個人情報が開示される。

②被害者は、加害者である発信者（投稿者）に対して、内容証明郵便で請求書を送り、次のような責任を追及できる。（なお、応じない場合には、訴訟を起こす必要があるときもある。）

- ・名誉権、プライバシー権（人格権）侵害については、慰謝料
- ・著作権の侵害については、不当利得の返還
- ・営業権の侵害については、損失補償
- ・名誉権の回復措置として、謝罪広告
- ・発信者（投稿者）の行為が悪質である場合には、刑事告訴 [名誉毀損罪、侮辱罪、著作権法違反、商標法違反、業務妨害罪、偽計業務妨害罪、信用毀損罪、ヘイトスピーチ規制条例違反、その他]

（編集局） ネット上の投稿や記事の削除、ネット上で誹謗中傷した投稿者探しは大変な作業ですね。それに裁判は面倒です。テーマだけでなくおかねもかかります。とはいっても、放っておくと、大変なことになりかねません。場合によっては、めりはりをつけるために刑事告訴も必要になりますね。

（石村） ネットで誹謗中傷した投稿者を探し出したら犯人は中学生だったという話もありました。また、ネット上の掲示板に、「近いうちに駅構内で無差別殺人を行う」との虚偽の犯罪予告をしたため、これを閲覧した人の通報により警察官が出動したケースに偽計業務妨害罪（刑法 234 条）が適用されました（東京高裁平成 21 年 3 月 12 日判決・判例タイムズ 1304 号 302 頁）。誰もが気軽に発信／投稿できるネット上での愉快犯が増えてきているということでしょう。ネチケツ教育がしっかり行われていないからでしょう。それから、ネット上のヘイトスピーチに対しても刑事罰つきで対処できる条例「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」なども登場してきています。

こうしたネット環境の変化に備えて、検索サイトや SNS の運営法人のなかには、自主規制を強化する動きも見られます。民間のプロバイダ、あるいはソーシャルメディアの管理者や運営法人が「自主的削除措置」を強化することについては賛否が分かれています。しかし、ネチケツが期待できず、SNS に平気でフェイクニュースを流し続ける対岸の国のトップの姿勢も厳しく問われています。

◆ プロバイダ責任制限法改正の動き

（編集局） 最近、プロバイダ責任限定法を見直すという動きが、所管する総務省筋から出てきました。女子プロレスラーがネットで中傷され自らの命を絶った事件が契機のようなのですが。

（石村） すでにふれましたが、プロバイダ責任制限法は、今から 11 年前の 2001 年 11 月に成立、翌 2002 年 5 月に施行されました。それから 20 年近くが経過しました。その間に、インターネットをめぐる情報環境は大きく変容しました。わが国のソーシャルメディアの興隆は、2003 年～2004 年かけて国内での SNS（会員制交流サイト）に端を発しています。また、このころからブログも流行り出しました。その後、2008 年から 2020 年頃にかけてはフェイスブッ

ク (Facebook)、ツイッター (Twitter)、インスタグラム (Instagram) のような海外の SNS が上陸しました。その後、2013 年から 2017 年頃には画像／動画投稿サイトが数多く登場しました (前掲【図表 2】参照)。

とりわけ、パソコン (PC) 主流の時代から、今日では、スマートフォンやタブレット端末のようなモバイル機器主流の時代を迎えています。とりわけ、モバイル機器を使った SNS やブログなどのソーシャルメディアは著しい伸びを記録しています。こうした時代の流れを織り込んだ発信者 (投稿者) 情報開示制度が求められていたわけです。

総務省は、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の在り方等について検討するため、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を組織しました。2020 年 4 月 30 日 (木) に第 1 回会合に続き、8 月 28 日 (木) まで計 5 回の会合を持ちました。7 月 15 日に「中間とりまとめ案」に対するパブリックコメントの募集を開始しました。この中間とりまとめ案では、ネット上で誹謗中傷を受けた被害者が、投稿者 (発信者) の特定を容易にするために、政令を改正し、あらたに「電話番号」を開示項目に追加する提案を行いました。

◆ 法律名称のイメージ

(編集局) まず、率直に感じたことからお尋ねします。「プロバイダ責任制限法」の法律の正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」ですよ。しかし、最初、この通称からは、この法律の具体的なイメージが湧いてきませんでした。先ほど、石村代表が法律制定の理由を説明してくれたので、かなり理解できましたが。私が法律の素人だからかも知れませんが、いまだよくわからないとこともあります。そこで、もう少し伺います。ネット上の投稿や記事を削除する、あるいはネット上で誹謗中傷した発信者 (投稿者) の情報を開示するとします。この場合に、複雑な権利利益が関係してきます。つまり、誹謗中傷する書込みによる被害者の名誉やプライバシーのような人格権の保護や営業権の保護、海賊版サイトによる知的財産権の侵害の保護が一方にあります。もう一方には、投稿者 (発信者) の表現の自由、一般ユーザーの「知る権利」などが絡んできます。こうした場合に、プロバイダ責任制限法では、複数の権利利

益について、どのようにバランスを確保しようとしているのでしょうか？

(石村) 「プロバイダ責任制限法は、削除権を保障する、あるいは被害者が権利侵害をした投稿者の情報開示を促進することが本来の目的ではありません。ネット上の記事や投稿を削除しない、あるいはネット投稿者の身元を明かないことで「プロバイダ」が責任を追及されたときに、その責任を免除、追及を実質的に「制限」するのが目的です。

◆ プロバイダの「責任」制限のからくり

(編集局) なぜ、プロバイダの責任を「制限」する必要があるのでしょうか？

(石村) プロバイダがネット上に築いた意見交換の場所／交流の場所／プラットフォームでは、ユーザーは自由に意見交換、情報交換ができます。しかし、この場所／プラットフォームには、他のユーザーの権利を侵害する投稿やヘイトスピーチその他不穏・不法な投稿が書き込まれます。こうした悪意のある書込みの削除や開示についてプロバイダが常に責任を負わされるとすれば、問題の発言があればすぐにそれを削除する、またはその場所を閉鎖しないといけなくなります。プロバイダは、常時投稿者を監視する存在になってしまいます。意見交換、交流の場所を維持するには、プロバイダの責任を「制限」する必要があるというわけです。

責任を制限、免除する方法としては、①「不作為」つまり求められたのに、削除しないまたは開示しない場合に責任を制限、免除するやり方と、②「作為」つまり求めに応じて削除したまたは開示した場合に責任を制限、免除するやり方があります。現行のプロバイダ責任制限法は、①を採用しています。

(編集局) 現行のプロバイダ責任制限法では、プロバイダが発信者情報の開示を求められた際に、①「不作為」、つまり求められたのに削除しないまたは開示しない場合に責任を制限、免除するやり方を選択しているとのことですね。しかし、これでは、プロバイダは、求められても、削除しない、または開示しない方を選びますよね。ソーシャルメディアのユーザーよりもプロバイダを優先しているように見えますが？

(石村) 確かに、②「作為」つまり求めに応じて削除したまたは開示した場合に責任を制限、免除するやり方の方がベターのような気がします。た

だ、政策的には、自主的削除または自主的開示を抑制し、裁判〔排除措置命令（仮処分）、発信者情報開示の仮処分／発信者情報開示訴訟〕での決着を促す狙いがあるかと思いますが。①から②への転換を促す意見もあります。弁護士などは、現行①だけのままでよい、といった意見が強い感じを受けます。

（編集局） 弁護士の職域確保が狙いの主張なのでしょうか？

（石村） 必ずしもそれだけではない、と思います。②への転換は、プロバイダへの送信防止措置〔排除〕請求依頼や発信者情報（投稿者情報）開示請求の殺到を招く恐れがあるといっております。プロバイダ責任制限法に、①と②の双方を規定すべきであるとの意見もあります。

いずれにしろ、プロバイダが被害者からの任意、訴外開示請求に応じなかったことにより損害が発生したとしても、故意・重過失がない限りプロバイダは免責されるわけです（法4条4項）。これでは、開示してリスクテイクするよりは、開示しないことを選んだ方がリスクは低くなるわけです。プロバイダが開示に消極的になるのも仕方がないといえます。

◆ 発信者特定が困難なケースの増加への対応

（編集局） SNSのようなコンテンツプロバイダのなかには、発信者（投稿者）が投稿したときのIPアドレスを記録・保存していないケースも増えていると聞きますが？

（石村） 通例、発信者の特定は、投稿時のIPアドレスから通信プロセスを解明していきます。ところが、近年、このルートでは、発信者を特定することができないケースも少なくないようです。その原因は、コンテンツプロバイダが発信者のIPアドレスを記録・保存していないケースもあります。それから、コンテンツプロバイダによる開示手続に時間がかかり過ぎ、アクセスプロバイダに対する開示請求をする前にIPアドレスが消去されてしまったことが原因のケースもあるようです。プロバイダに対する発信者のIPアドレスの記録・保存の義務化や期間を延長して法定化するのも一案です。ただ、膨大なデータが流通する今日、プロバイダの受忍義務強化だけが現実的な対応なのか慎重な判断が要ります。

◆ 問われる有害情報・社会的法益侵害情報の規制

（編集局） 現行のプロバイダ責任限定法では、ネット上でもわいせつ画像や児童ポルノ、殺人予告、違法薬物など「有害情報・社会的法益侵害情報」を守備範囲としていません。今般のプロ責法改正論議では、どのような展開をみているのでしょうか？

（石村） プロバイダ責任限定法は、元来「他人の権利侵害」を守備範囲としています。しかし、ネット上には、「他人の権利侵害」はしていないけれども、公序良俗に反するわいせつ画像や殺人予告など「有害情報・社会的法益侵害情報」があふれています。こうした情報については、現在、業界団体による自主規制に委ねられています。一般社団法人 テレコム連絡会内に置かれた違法情報等対応連絡会が「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」を発出しています。このガイドラインでは、典型的なケースをあげ、規制の典拠となる法令をあげ、インターネット・ホットラインセンターなどの第三者機関が情報の違法性を判断してプロバイダに対して送信防止（削除）措置を取る指針を示しています（https://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/20141215_press_release.html）。

ネット上の有害情報・社会的法益侵害情報は、送信防止措置を取らなかったとしても、民事上の不法行為（民法709条）にはなりません。なぜならば、不法行為責任は、「他人の権利等の侵害」があることが条件だからです。

憲法21条2項は事前抑制としての「検閲の禁止」をうたっています。民間の第三者機関が送信防止（削除）措置をプロバイダに要請することはただちに検閲にはあたりません。しかし、行政機関が立ち上げた第三者機関が事後チェックを行う仕組みを構築するのは問題がないとはいえません。こうしたことから、「有害情報・社会的法益侵害情報」の規制を、「他人の権利等の侵害」をターゲットとするプロバイダ責任限定法の守備範囲に入れるかどうかは重い課題です。



◆ 「権利侵害の明白性」の要件は重荷なのか？

(編集局) プロバイダ責任制限法4条〔発信者情報の開示請求等〕4条1項では、侵害情報の流通によって開示請求者の権利侵害が明らかであるときに限り、開示請求を認めるとしています。つまり、いわゆる「権利侵害の明白性」の証明がいるわけです。しかし、開示実務では、開示請求に応じるプロバイダ側も、この「明確性」の証明が難しく、恐くて任意では容易に開示請求には応じられない事情にあると聞きますが？

(石村) そういう状況なようです。プロバイダ側の事務負担も相当なものになっているようです。結局、自分らでは手に負えず「不開示」、裁判官の手に委ねてしまうようです。任意の開示要請で、「権利侵害の明白性」の問題に決着をつけられるようにするためには、思い切って明確性の要件を外す、あるいは日弁連などが裁判例などを参考にガイドラインやFAQなどで判断基準を示すのも一案です。

プロバイダに「遵法精神」が求められるのは当たり前です。しかし、プロバイダは、法律事務所、弁護士法人ではありません。しかも、ひとくちにコンテンツプロバイダにあたるといわれても、ふつうのHPに掲載板を引っ付けているような零細なサイト管理者が多いわけです。弁護士を通じて発信者(投稿者)情報の開示請求があった場合、サイト管理者は専門外の難しい法律事務を強いられることとなります。中傷された人の名誉やプライバシーなどの人格権、営業権などを理解し、ましてや「権利侵害の明白性」を証明する事務などまったくの門外漢にはかなりの苦痛なわけです。削除要請があった場合も同じです。投稿者の記事や書込みがまったくのフェイク(虚偽)であり、真実性も、公共性もないことを確認するのは至難です。

もちろん、プロバイダ責任制限法見直しにあたっては、表現の自由も絡んでくるので、慎重な対応が必要です。しかし、開示にあたるプロバイダ側の事務負担の軽減や免責を含めて、被害者の迅速な権利救済につながるバランスがとれた見直しが必要です。

◆ 求められる裁判手続の軽量化

(編集局) 現行のプロ責法(プロバイダ責任制限法)では、発信者(投稿者)情報の開示を求める被害者側にも、開示に応じるプロバイダ側にも、手続

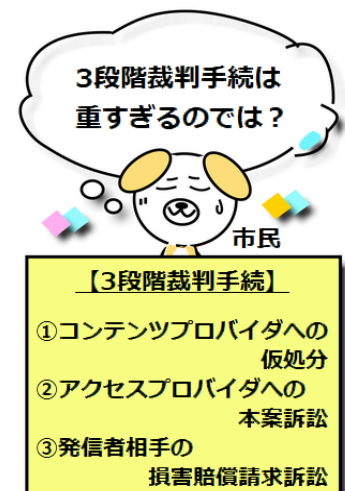
が重すぎるような気がします。さまざまな権利利益が関係してきますから慎重さは大事だと思います。しかし、手続の軽量化をしないと誰のための制度なのかわからなくなってしまうと思うのですが？

(石村) 通例、①コンテンツプロバイダへの開示請求の仮処分、次いで②アクセスプロバイダへの開示請求訴訟を起こします。それで、発信者(投稿者)を特定できれば、③発信者(投稿者)相手の損害賠償請求という3段階のプロセスで進むこととなります。発信者を特定するだけで2回も裁判手続が必要です。しかし、これら2つの裁判では、実質的には同じような主張立証を繰り返す感じがです。ですから、ダブった負担を回避できないのか、この種の訴訟を頻繁に手掛ける弁護士からも改善を求める声があがっています。発信者を特定するための①と②の訴訟だけで、1年くらいかかるようです。

(編集局) 時間がかかるのには、どのような原因があるのですか？

(石村) 先ほどあげた「権利侵害の明白性」にも原因があります。プロバイダが「明白性」を判断できないということで、プロバイダが任意開示しないことがあげられます。厳格な「証明」責任ではなく、「疎明」つまり「一応確からしいとの推測ができていればよい」とする基準に変え、開示をしたプロバイダの責任も減じる提案もあります。もっとも、現場でこの種の訴訟を代理している弁護士からは、「証明」も「疎明」もそんなに変わらないとの声もあります。

この点については、①仮処分になじむ開示項目【それのみでは発信者の氏名や住所を特定できないIPアドレスやタイムスタンプ(発信年月日や時間)】と、②仮処分になじまない開示項目【発信者の氏名や住所に加え、それのみで発信者の氏名や住所特定できるIPアドレスやタイムスタンプ】があることから、①仮処分と②本案訴訟の2つの裁判が必要であるという意見があります。



確かに、仮処分になじむ開示項目と本案裁判になじむ項目に色分けして、いろいろ理屈をつけて、手続を煩雑にするのは、解せない感じがしますが……。

◆ 海外運営法人への発信者情報開示請求手続の課題

(編集局) 現在、わが国のユーザーがアクセスしている主な SNS (コンテンツプロバイダ) の拠点は海外にあります。東京地裁に、これらの SNS 相手に発信者情報開示請求訴訟 (本案訴訟) を起こすとして。この場合には、海外にある SNS の運営法人あてに訴状を送らなければなりません。これが、結構テーマヒマのかかる作業だと聞きますが？

(石村) そうですね。前記【図表 2】でも紹介しました。例えば、主な SNS の運営法人は海外にあります。

● ツイッター Twitter (アメリカの Twitter Inc. が開発運営)、● インスタグラム Instagram (アメリカの Facebook, Inc. が開発運営)、● フェイスブック Facebook (アメリカの Facebook, Inc. が開発運営)、● ユーチューブ YouTube (アメリカの YouTube が開発運営)、● テイクトック TikTok (中国の ByteDance が開発運営) といった具合です。

こうした海外の SNS (プラットフォーム/コンテンツプロバイダ) の訴状を送る場合には、送達に半年以上の時間がかかると聞いています。仮処分の場合も、かなりの期間を要するようです。総務省研究会では、この辺の改善も検討しています。送達場所 (民事訴訟法 103 条) の見直しが示唆されています。もっとも、この問題は、発信者情報開示請求本案訴訟だけでなく、ほかの訴訟も同じような状況だと思います。

◆ 「匿名訴訟」、「サピーナ」とは何か？

(編集局) 裁判手続を複雑にし、発信者情報開示のプロセスに多大なテーマ・ヒマ・コストがかかる現行の仕組みは、被害者救済ファーストからはほど遠いですね。

(石村) 総務省研究会【正式名称「発信者情報開示の在り方に関する研究会」】資料を読むと、わが国でも、アメリカの「匿名訴訟 (John Doe suit)」の導入を考えてはどうかという意見があり

ます。

(編集局) 「匿名訴訟」とはどんな形態の訴訟なのですか？

(石村) 「匿名訴訟 (John Doe suit)」は、アメリカで使われる訴訟方式です。ネット上のサイトや SNS への匿名の書き込み、誹謗中傷で名誉やプライバシー (人格権) の侵害を受けたとします。これを理由に、被害者 (原告) が、不法行為 (tort) を理由に投稿者を相手に民事の損害賠償請求訴訟を起こします。しかし、原告は、被告となる投稿者 (発信者/加害者) の身元がわからないわけです。ですから、被告名に「John Doe」という匿名 (仮名、日本太郎?) を使うわけです。つまり、被害者 (原告) が被告である情報発信者 (投稿者/加害者) を特定しないまま、匿名者 (John Doe) を被告として民事訴訟を起こすこととなります。そして、その手続の一環として、連邦や各州の民事訴訟規則に基づきコンテンツプロバイダである SNS (例えば、誹謗中傷の投稿がされたフェイスブックのサイト) の運営法人 (Facebook, Inc.) に対して裁判所がサピーナ (subpoena duces tecum / 制裁付文書提出命令) を発して①侵害情報にかかる被告の IP アドレスの開示を求めることとなります。その後、その IP アドレスをもとに②アクセスプロバイダ (ISP) に対して発信者 (投稿者) の住所・氏名・電子メールアドレス・電話番号など登録された情報の開示を求めることとなります。ただ、裁判所にプロバイダあてに文書提出命令 (サピーナ) を出すように求める場合に、被害者 (原告) の証明責任は決して軽くはありません。投稿者 (被告) には連邦憲法修正 1 条で保障されたネット上における匿名で表現する自由があるからです。ですから、被害者 (原告) 側は、この投稿者の憲法上の権益を超える情報開示の利益が存在することを証明する必要があります。

匿名訴訟を利用すれば、発信者 (被告) の情報の入手は 1 回の裁判で済むようにも見えます。しかし、まず、匿名の投稿者 (被告) 相手の損害賠償請求訴訟を起こさないといけません。そのうえで、裁判所に SNN (コンテンツプロバイダ) と IPS (アクセスプロバイダ) に向けて投稿者 (発信者) 情報の提出命令 (サピーナ) を出してもらうためには、立証も 2 回必要です。プロバイダは、投稿者情報の開示決定に先立っては、裁判所から提出命令 (サピーナ) があった旨を投稿者本人に通知します。投稿者本人が訴訟参加してきて、反

論に出る場合や、プロバイダ自体も提出命令（サピーナ）にすんなり従わないで、訴訟に参加してくことも多々あります。

それから、チョット付け加えておきますが、著作権や商標権のような知的財産権侵害のケースにおいては、不法行為訴訟とは独立に認められるデジタル世紀著作権法（DMCA=Digital Millennium Copyright Act）に基づくサピーナ（文書提出命令）による発信者情報の開示請求制度があります。

◆ 訴訟大国の手続を使うのは金喰い虫

（編集局） 地図サービス「グーグルマップ」上のレビューのような口コミ連動型（CGM）サイトのレビューは、やらせ投稿や事実無根の投稿がしばしば問題になります。この場合、日本の裁判所ではなく、グーグル（Google Inc.）の本社のあるカリフォルニア州（加州）の連邦地方裁判所に、匿名訴訟の形で損害賠償請求訴訟を起こすのはどうでしょうか？そして、ソーシャルメディア・ディスプレイ、サピーナ（裁判所の制裁付文書提出命令）を通じて投稿者（被告）の発信情報を入手する選択もありうるわけですね。

（石村） 確かに、アメリカと比べると、わが国の場合は、被害者が、損害賠償請求訴訟のステージにたどり着くまでの道のりが長すぎる気がします。加州の連邦地裁に訴えて、「匿名訴訟」+グーグルへの裁判所のサピーナ（提出命令）で発信者（投稿者）情報の一括開示を求めるのも一案です。この場合、日本人でカリフォルニア州の弁護士資格を持っている人に頼めばいいと思うかも知れません。これで、投稿者情報をスピーディに手に入れられると思うかもしれません。しかし、こうした弁護士では、ランゲージバリア（言語障壁）があって、法廷での弁護活動は至難です。結局、ネイティブの弁護士に頼まざるを得ません。ですから、訴訟費用、弁護士費用の面では、相当の負担になると思います。金喰い虫です。「正義のためには、コストはいとわず」の心構えが必要です。

◆ わが国でも「匿名訴訟」を入れてはどうか？

（編集局） 総務省研究会の結論は、匿名訴訟をわが国で導入する方向なのでしょうが？

（石村） どうでしょうか。民事法上の不法行為訴

訟と別口で、匿名訴訟を法制化し、その手続の一環として裁判所が発信者（投稿者）情報提出命令を出す仕組みをつくるのは、興味のあるアイデアです。ただ、この島国でだけ通用するスタンドアローンの仕組みを構築しても、ガラパゴス化します。ネット空間には国境がありませんし、主要なSNSの運営法人は海外に所在します。こうした実情では、長期化する裁判の期間を短くし、早期決着に導けることができるかどうかは不透明です。

それに、すでにふれたように、この場合、ネット系スラップ訴訟（Cyberslapp suits）手続の一環としての発信者（投稿者）情報開示の濫用統制と並行してその是非を考える必要があります。なぜならば、匿名訴訟を法制化し、その手続の一環として裁判所がSNSやIPSに発信者（投稿者）情報提出命令を出す仕組みは、発信者の憲法上の匿名で表現する自由権、保障と深くかかわってくるからです。

アメリカでは、ブログやSSNのサイトに匿名で企業の悪口の書き込み、悪事の内部告発をした従業員を辞めさせる手段として巧妙に匿名訴訟を悪用するケースがたくさん報告されています。告発を受けた企業が、投稿あるいは内部告発は真実ではない、フェイクであるとして匿名の投稿者を相手に損害賠償訴訟を起こします。その後、裁判官にプロバイダあてに投稿者情報提出命令（サピーナ）を出すように求めます。顧問弁護士が裁判所を説得でき、裁判所が納得してサピーナを出したとします。一方、サピーナを受け取ったプロバイダが裁判所の求めに応じ、投稿者の身元情報を開示し、自社の従業員であることが判明したとします。この場合、企業（原告）は、その従業員と話し合い、円満退職することを条件に損害賠償請求訴訟を取り下げる内容の和解をすることで決着をつけるわけです。応じないと企業は徹底抗戦するでしょう。弱い立場にある従業員は、訴訟費用などを考えれば、正義感だけでは前に進めなくなりますから。

◆ 発信者情報開示項目の拡大

（編集局） 現在、発信者情報開示項目は、現在プロバイダ責任制限法本体ではなく、総務省令（政令）に規定されています。こうした項目は、本法で規定すべきだとする意見と、ソーシャルメディアの発展に沿う形で、総務省令に必要な項目を追

加すべきであるとの声もあると聞きますが・・・。
(石村) そうですね。総務省の研究会【正式名称「発信者情報開示の在り方に関する研究会」】では、結論としては、電話番号を追加するための政令改正をすることになりました。議論の段階では、電話番号（携帯／固定）に加え、ログイン時情報などの追加も検討されました。ただ、どう考えたらよいのか、私自身、いまだ考えが固まっておりません。また、機会があればお話ししたいと思います。

◆ むすびにかえて～ネット上で匿名で表現する自由の濫用統制の光と影～

(編集局) ネット上において匿名で表現する自由は憲法で保障されています。しかし、その自由を投稿者が他人を誹謗中傷する目的で濫用している場合には放っておけません。しかし、その一方で、投稿者の表現行為をどうやって的確にコントロールし、バランスをとるかは非常に難しい課題です。発信者情報の「開示の必要性の証明基準」を余り低くすると、開示を求める裁判の多発を招きます。その結果、ネット投稿に対する萎縮効果が出てくるとのことです。しまいには、発信者の「憲法上の匿名で表現する自由権」を抑制・侵害につながりかねないとのこと。また、開示請求者に復讐、仕返し、その他悪意がある場合に、安易に情報開示することは、投稿者を危険にさらす恐れもあるとのこと。それから、ネットでの匿名の内部告発や商品・サービス批評など自分らに気に食わない言論行為を封殺するために、企業によるリベンジ目的でのスラップ訴訟が増えているようです。「正義を装った、この種の訴訟の広がり」は、発信者の「憲法上の匿名で表現する自由権、保障とは相いれないものです。

今回お話を伺って、発信者情報の開示請求には、光と影があることがよくわかりました。プロバイダ責任制限法の改正は、これからが本番なようです。役所ペースで、被害者救済を旗印に、発信者の「憲法上の匿名で表現する自由権、保障を抑制しようとする傾向も伺えます。私たち市民は、役所主導の改正プランを注意深く点検する必要があると感じました。

(石村) ネット上での誹謗中傷の投稿などからの被害者救済は大事な課題です。しかし、常に忘れてはならないことがあります。それは、ネット上で発信者が匿名で表現する自由は憲法で保障され

ているということです。総務省の研究会【正式名称「発信者情報開示の在り方に関する研究会」】には、法学者や弁護士が参加しています。しかし、ネット上での発信者（投稿者）の匿名で表現する憲法で保障された自由権については、まったくふれていません。非常に気になりました。ネット上の被害者救済で頭がいっぱいなのかもしれません。だからと言って、憲法で保障されたネット上の匿名で表現する自由権をないがしろにはできません。わが国と似た憲法構造のもとにあるアメリカなどで議論の仕方をもっと参考にして欲しいところです。

アメリカでは、コンテンツプロバイダが、運営するオンラインプラットフォームに流通する有害あるいは社会的法益を侵害する投稿の削除が重い課題になっています。すでにふれたように、連邦の通信品位法（CDA=Communications Decency Act）は、ツイッターやフェイスブックのようなコンテンツプロバイダの管理者や運営法人に、免責特権を与えて、プラットフォーム利用規程を根拠に、広範な削除権やフラグ立てを認めています（CDA230条）。ネット上に有害情報・社会的法益侵害情報があふれる実情では、もぐらたたきの政府規制ではまったく追い付かないからです。しかし、この場合でも、常に、ネット上での発信者（投稿者）の匿名で表現する憲法で保障された自由権（連邦憲法修正1条）を軸に議論を展開しています。今回の総務省研究会は、検討対象を発信者情報の開示問題に限定しています。ですから、まだ、憲法上の表現の自由の問題を回避できたのかも知れません。しかし、わが国も、コンテンツプロバイダによる自主的な削除のあり方も真摯に点検しないといけない時期に来ていると思います。憲法が保障する表現の自由を抜きには議論できない段階にきているのではないかと思います。インターネットという国境のない世界の課題を、人権論を回避しながら、つまみ食いの、ガラパゴス化した議論をするのでは、別の意味での軋轢を生みかねません。最後に一言つけ加えさせてもらいました。

これまで私が話したことには、ITの専門家ではないので、誤りも多々あると思います。また、わかりやすくない言い回しもいっぱいあったかと思っています。おゆるしいただければ、と思います。

(編集局) 今回は、お忙しい折、難しいテーマを、専門的な見解を含めてかなりわかりやすくお話いただき、ありがとうございました。

清水晴生教授に石村耕治 PIJ 代表が聞いた

証人等買収罪とは何か

共謀罪（テロ等準備罪）づくりに参画した政治家に「証人等買収罪」の初適用、「墓穴を掘る」与党！

対論

話し手 清水晴生（白鷗大学教授）

聞き手 石村耕治（PIJ代表）

時が過ぎるのは早い。コロナ禍真っ只中の今から3年前を思い出して欲しい。当時、安倍政権がすすめる犯罪を計画・準備段階で処罰する共謀罪（テロ等準備罪）の新設で日本中がもめにもめた。その末、与党が圧倒的な力を持って法案の成立を強行し、17年7月に改正組織犯罪処罰法が施行された。今年8月に開かれるはずであった東京五輪のテロ対策にも役立つと、当時、政府与党は太鼓判を押した。その改正法に同時に盛り込まれたのが「証人等買収罪」だ。自らや他人の刑事事件に関し、うその証言をすることや証言をしないことなどの報酬として、金銭などの利益供与や申し込み、約束することを禁じる内容である。処罰されると、法定刑は2年以下の懲役か30万円以下の罰金である。しかし、組織犯罪に関して行われた場合は、5年以下の懲役か50万円以下の罰金となる。

よりによって、証人等買収罪が、その作り手である自民党にいた衆議院議員の秋元司容疑者に初適用になった。ヴィクトル・ユーゴーが残したことわざを思い出す。「他人の墓穴を掘ると同時に、人はまた自分の墓穴を掘るものである。」と。特定秘密保護法や共謀罪を成立させた安倍政権も、いまや「夏草やつわものどもが夢の後」。秋元容疑者は、カジノを含む統合型リゾート（IR）をめぐる汚職事件で、3回逮捕された。1・2回目はカジノに関連し札束を受け取り、3回目は札束で刑事事件公判でのうその証言を働きかけ司法妨害の罪（証人等買収罪）で逮捕された。「証人等買収罪」は、私たち刑事法の素人には聞きなれない罪名である。そこで、刑事法学が専門の清水晴生白鷗大学教授に、石村耕治PIJ代表が聞いた。

(CNNニュース編集部)

◆ IR 汚職事件はわかりやすい古典的な犯罪事件

(石村) カジノを含む統合型リゾート（IR）事業をめぐる汚職事件は、比較的分かりやすい事件だといわれています。

(清水) この事件は、内閣府にいてカジノを含む統合型リゾート（IR）を担当する地位にあった被告が、リゾート事業に関わりた



ていた業者から利益供与を受けたとされている、いわば典型的な収賄・贈賄の罪に問われている事件です。無論、まだ無罪推定の段階です。

贈収賄に関する刑法の条文を紹介しておくとならうなものです。

典型的なケースとはいえ、贈収賄は秘密裡に行われるものですから、表沙汰になったというだけでもむしろレア・ケースなのかもしれません。河合夫妻のケースのように、100人以上も関わっているとすれば発覚しやすいようにも思われますが。

(石村) 典型的ということは、収賄罪や贈賄罪の成立には、あまり問題がなさそうということですか？

(清水) 条文の中に表れている法律の文言に関連

罰条	条文
197条1項 (収賄)	公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7年以下の懲役に処する。
198条 (贈賄)	第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

さらに供与された賄賂は没収・追徴されます。

罰条	条文
197条の5	犯人又は情を知った第三者が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

づけていいますと、被告人が公務員であることや、受け取ったり贈ったりしたことには争いがないかと思えます。

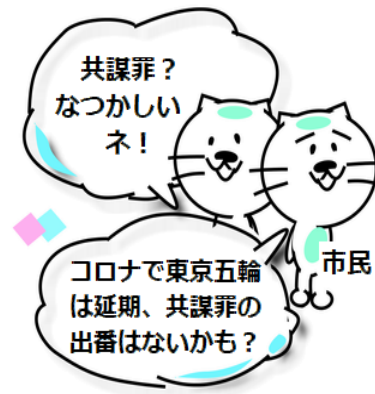
それに、多くの場合では「その職務に関し」といえるかどうかの問題となったりもするのですが、今回のケースではまさに担当する府・省の副大臣ということですから、これも問題なさそうです。ですから争われるとすれば、供与された現金や旅行の費用が「賄賂」にあたるか、いいかえると「その職務」との間に「対価性」があるか、というところだろうと思えます。

簡単にいえば、賄賂として渡されたお金だったかどうかということですね。これは河合夫妻のケースでも同様に、最も争われるポイントだろうと思えます。

◆ 「共謀罪」をおさらいする

(石村) 共謀罪は、テロリストや組織犯罪／マフィアなどがターゲットなはずで、政党という組織の構成員の悪事を暴くことがターゲットではないはずで、共謀罪をもう忘れてしまっている人も少なくないと思えます。共謀罪について簡単に説明してください。

(清水) わかりました。共謀罪は組織犯罪処罰法



処せられるものです。

6条の2に定められています。

組織的犯罪集団が犯罪を計画して、その準備行為を行ったことで2年以下ないし5年以下の懲役・禁錮に

罰条	条文
6条の2	次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。（以下略）

今回のケースでさえ、収賄罪も共謀罪の対象となっています（6条の2第1項第2号、別表第四1号、別表第三2号タ）から、収賄の計画を議員事務所の議員本人や秘書で組織的にくわだてたとすれば、その段階で共謀罪が成立しえます。

しかしこれをどのようにして把握して立件できるのでしょうか？

(石村) この段階の行為を捜査して起訴・処罰しようと思えば、計画を立てている行為自体の証拠を押さえるということになってきますね。

そうするとやはり通信傍受やGPS捜査といった日常生活に深く立ち入るような捜査が必要となるのではありませんか？

(清水) そうですね。

ですからわざわざこの6条の2の第4項には、共謀罪の捜査にあたっては「その適正の確保に十

分に配慮しなければならない。」とまで書かれています。

(石村) 現在のところ共謀罪による立件はまだないようです。しかし、注意深く見守っていないと、立件が一般的にならないとはいえません。いったん共謀罪の捜査が市民の日常生活の中に入り込み始めたら、コロナのように広がり恐ろしいことになります

(清水) 計画・準備行為を捜査するためには、計画・準備以前の段階に捜査の端緒をつかんでいなければなりません。

また計画・準備行為を犯罪として強制捜査が可能となれば、計画・準備以前の段階でも捜査令状が発付されかねません。

しかしそのような捜査や令状の根拠となる理由や嫌疑というのは、いったいどの程度のものになるのでしょうか。犯罪をする疑いではなく、犯罪を計画する疑いだというわけですから。

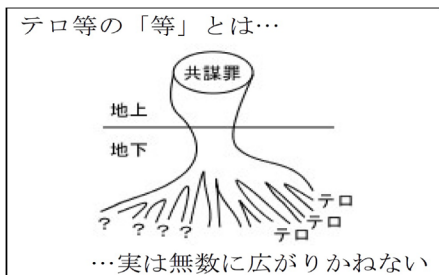
(石村) もう普段からスキがあったら捕まえてやろうと目をつけている団体を監視対象にして、むしろ犯罪計画がありそうだと理由をつけて傍受令状を得るなんてことも起こりかねませんね。犯罪を疑う理由じゃなく、犯罪を計画していると疑う理由があれば足りるわけですから。

(清水) 捜査をした上で起訴して裁判になったとしても、その段階での犯罪計画が本当にリアルな、真実味のある計画だったことを立証するのはなかなか難しいように思います。

計画・準備自体が犯罪だといっても、ぼんやりと描いた青写真程度のもので、本当に懲役2年や5年の刑に相当するような違法行為として認定できるかどうか。

(石村) そうするとやはり、計画・準備行為としてもかなり具体化された段階でないと、立件・立証するのに十分なだけの証拠を集めるということも難しいということになるでしょうね。

(清水) ですからのちに「テロ等準備罪」と呼称が恣意的に変えられました。しかし、文字どおり単なる「共謀」罪ではなく、むしろ「準備」行為



の部分にこそ重点が置かれた、いわゆる「予備罪」として理解せざるを

えないのではないかと思います。

◆ 共謀罪と「証人等買収罪」との関係

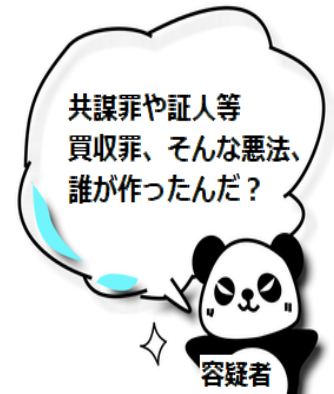
(石村) 共謀罪を設ける際に同時に「証人等買収罪」も設けられたのには、特別な理由があるのでしょうか？

(清水) 証人を買収する行為を、裁判が始まる前の時点でも犯罪化したいという認識や動きは以前からあったようです。

そして外国の立法例でも、その種の犯罪はやはり組織犯罪対策の一環として処罰規定が置かれています。ですから、共謀罪と合わせて組織犯罪処罰法の改正法の中に取り入れられたように思います。

(石村) マフィアが、裁判が始まる前に証人に接触して、買収したり脅したりするということで、組織犯罪として対策が必要だということですね。

(清水) 刑法にはもともと証人威迫罪がありました。組織犯罪処罰法7条にも組織的な証人威迫行為の処罰規定があります。ただ買収罪ではなくて、証拠偽造や偽証の教唆で対応していたものと思います。



罰条	条文
105条の2 (証人威迫)	自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

そして肝心の、組織犯罪処罰法上の証人買収罪の条文を並べてみます。

罰条	条文
組織犯罪 処罰法 7条の2 (証人買収)	次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。(以下略)

(石村) 確かに、法定刑が同じですね。

(清水) 証人威迫罪や証人等買収罪のポイントは、「自己の刑事事件」に関して行っても罪となるという点ですね。

(石村) 証拠偽造罪は確か「他人の刑事事件」に関係するときだけ処罰されて、自分の刑事事件について行っても罪には問われないのでしたね？

(清水) 証拠偽造罪の条文にもはっきりと書いてあります。

罰条	条文
刑法104条 (証拠偽造)	他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

自分が犯罪を行ったあとにその痕跡を隠したことをさらに罪に問えば、一度の犯罪を二度処罰するようなことになります。

(石村) その隠した部分については、元の犯罪と別個には罪に問わないということですね。

(清水) 犯罪を行った人間に、その痕跡を隠せば処罰するから隠すなと刑罰で威嚇しても予防効果は期待しがたい。ですから、合理的な処罰とはいえないでしょう。

(石村) ただ確か、証拠偽造罪は条文にあるとおり「自己の刑事事件」については成立しません。しかし、証拠偽造を他人にやらせる行為、つまり証拠偽造教唆では本人も処罰されるのではなかったでしょうか？

(清水) 仰せのとおりですね。

ただその場合も、判例を含めた一般的な理解とし

ては、104条の条文にあるとおり、偽造した「証拠」を作り出させることまで必要だとされているようです。

(石村) それはつまり、証人を買収して、例えば取調べでただその供述をさせただけでは足りないということですか？

(清水) そのようです。買収して、証人本人にうその供述書・上申書といった、いわば物としての「証拠」を作成させて初めて証拠偽造教唆となるようです。

(石村) 証人等買収罪ができる前は、うその供述をするだけあるいはさせるだけで罪に問われるのは、裁判で宣誓して証言した場合、つまり偽証罪の場合だけだったということですね。

(清水) 裁判で宣誓したわけでもない証人が、参考人としての取調べで多少うそをいったからといって罪に問われるのでは、誰も捜査に協力して供述しようとしなくなるということも理由としてあったかと思います。

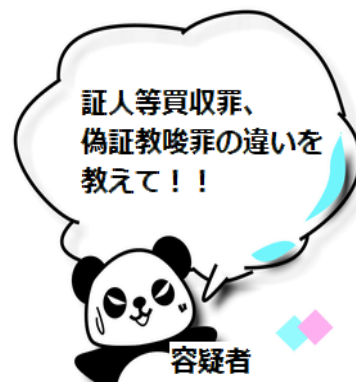
◆ 今回の証人等買収罪

(石村) 今回は、秋元司容疑者が、贈賄側に虚偽の証言をすることへの報酬として計3千万円を渡そうとして捕まったわけですが、刑法の偽証教唆罪との違いを教えてください。

(清水) 裁判の公判で証人にうその証言をさせた場合は刑法の偽証教唆罪にあたりません。しかし未遂は処罰されません。これに対し、証人等買収罪は、公判で偽証が行われなくても、偽証を持ちかけた時点で処罰対象になります。ですから、公判前から適用が可能なわけです。

(石村) 偽証罪の条文には「他人の刑事事件」という限定はありませんね？

(清水) 被告人には「自己の刑事事件」について黙秘権があります(憲法38条1項、刑訴法146条、311条1項)から、宣誓して証言するということがありませんので、証拠偽造罪などと同様に偽証罪の正犯にはなりません。



罰条	条文
刑法 169 条 (偽証)	法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3 月以上 10 年以下の懲役に処する。

(石村) 正犯にはならないということは、やはり証拠偽造罪の場合と同様に教唆犯にはなりうるということですね？

(清水) 判例の考え方をあてはめれば、おそらくそういうことになるかと思います。

◆ 証人等買収罪は、政治の浄化に役立つ？

(石村) アメリカのマフィア映画、「ゴッドファーザー」などを観ますと、犯罪組織、ギャングたちは、当局の訴追を逃れようと平気でかなり荒っぽいことをやるわけです。裁判官や陪審員の買収や恐喝、証人の口封じのための脅しや殺しなどやりたい放題なわけです。秋元議員も、自身が起訴されたカジノを含む統合型リゾート (IR) を巡る汚職事件で贈賄側の被告に虚偽の証言をしてくれと頼んだようです。その際に、報酬として1千万とか2千万円、いやそれ以上の現金を積み上げたと報じられています。一般に、昨今の政治家のイメージはあまりよくありません。検察トップを人事で操ろうとして頓挫したケースまであります。しまいには、操ろうとした本人も頓挫してしまいました。

しかし、秋元議員の場合、古典的な手法で、かなり荒っぽいなあ～と感じてしまいます。特殊な事件のようにも感じます。証人等買収罪は、余り政治の浄化に使えないように思えるのですが？逆に、政治浄化の手段に検察が証人等買収罪を多用するのは危険なようにも見えますが。外国の証人等買収罪はどんな感じなのでしょう？

(清水) 法務省が出している資料を見る限り、犯人や証拠の隠匿・隠滅、証人に対する威迫に対する処罰は各国とも同じようです。買収に関しては処罰しない国もあるようです。

ただこうした司法妨害的な犯罪に対する法定刑に関して



は、アメリカが飛び抜けて重いようです。他の国がおおむね2～3年、重くてもせいぜい5年です。ところが、アメリカは10～30年という法定刑です。歴史的な経緯があるかと思います。

(石村) 証人等買収罪に関しては国によって異なるわけですね。

(清水) 証人の買収は、いってみれば証拠隠滅の一種だと思うんです。人の証言という証拠を隠滅・偽造するわけですから。

(石村) 実際に偽造の供述書を作ったとか、偽証したといった段階の行為を処罰対象とすれば足りるという考え方もありうるわけですね。

(清水) そうですね。そう考えると、証人等買収罪の処罰というのは、かなり早い段階の行為を問題にしていることがわかります。

◆ 証人等買収罪の危うさ

(石村) 改正組織犯罪処罰法の施行後、証人等買収罪が適用されるのは今回の事件が初めてのことです。テロリストでも、マフィアでもない、政治家が逮捕される、証人等買収罪というのは、結構ふつうの市民にとっても厄介な犯罪タイプなのではないでしょうか？

(清水) 証人等買収罪にあたる行為というのは、簡単にいうと「取調べにおける証言拒否や虚偽証言、あるいは証拠の隠滅・偽造ないし偽造証拠の利用などを約束する、約束の申込みをする、その見返りに利益を供与する」というものです。

こうした行為に関連して特に問題となることがあります。それは、弁護人が事件の関係者と接触して被告人に有利な証人を探したり、有利な証言を集めるといふ弁護活動を行う場合です。

(石村) 弁護人としては、自分が弁護する被疑者・被告人に有利な証言をしてくれそうな人には、それを頼むわけですね。逆に不利な記憶を持っている人には、それがカン違いや見まちがいではないのか、もちろん威迫

や買収となつてはいけません、確認するくらいのことは当然するでしょうね。

(清水) そうすると、これは有罪を主張する検察官の側から見れば、証言拒否や虚偽証言の約束なり申



込みだということにもなりかねないわけです。

(石村) 例えば、もともと被疑者に有利な証言をしていた人が、取調べのあとに証言を不利なものに変えたとします。こうした場合、弁護人としてはそれはおかしいんじゃないかと関係者と接触して、もう一度翻すように説得する場面もありうるでしょうね。

しかしこれは「虚偽証言の申込み」にあたりかねませんね。

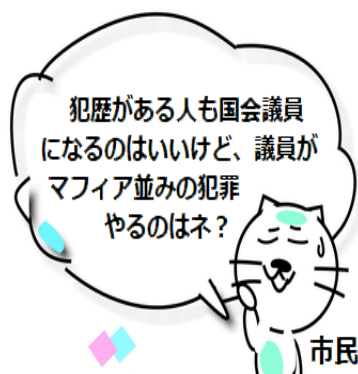
(清水) 警察や検察が証人等買収罪にあたと警告してくるようなことが起こってくれば、正当な弁護活動は阻害されますし、萎縮していくことにもなります。

(石村) 実際に起訴されたり、有罪となることはないかもしれませんが。しかし、弁護人が常にその発動に警戒しながら裁判の準備をしなければならぬとすれば、その影響は小さくないですね。

◆ 問われる政治家を選ぶ側の倫理

(石村) 今般のコロナ問題をもても、元役人の大臣に率いられた厚労省、いったん決めた政策方針は、絶対に変えない。どれだけ国民に犠牲が出て、まさにインパル、ガダルカナルです。PCR検査を行政検査に指定し続け、自分らの権益は手放さない……。検査の民間開放など、トンデモナイの姿勢。こうした役人連中を政治がコントロールできない。与党の政治は、口先だけでやんわりと批判をしたりはするけども、この連中に相乗りするだけです。厚労省その傘下の機関を「厚労行政の執行機関」から「国民へのサービス機関」に「カルチャー（文化）を変える」ことのできる政党、政治家が政権を握らないとチェンジはムリ。ところが、その政治家が、国民の期待に応えるどころか、平気でマフィア並みの悪いことをします。国民に奉仕する意識どころか、国会議員の仮面をかぶり、特権階級と勘違いしてか、何の倫理感もないわけです。政党という組織の構成員を共謀罪

のターゲットにせざるを得ないほど劣化しているのでしょうか？河井案里夫妻の参院選買収疑惑事件などと比べると、どうなのでしょう？



(清水) 証人買収は司法制度に対する犯罪で、選挙での買収は民主主義に対する犯罪です。どちらも国の基本的な制度に対する罪です。これを国会議員が犯すのだとすれば、国民にとっては皮肉であるばかりか、本当の被害者はまさに国民、市民といえますね。

(石村) カジノを含む統合型リゾート（IR）ばかり、学校の建設や学部の新設なども問題になりました。権力と権益の周りに人が群がって違法行為もいとわないとすれば、それこそが現代の日本のマフィアともいえるのかもしれない。

(清水) 疑惑をもみ消す、証拠隠滅のために組織的に資料の改ざんを行って、その片棒を担がされて命を落とすような事件があったわけです。これは、もうマフィアがやっていることと何も変わらないといわざるをえないでしょう。

(石村) 証人の買収や証拠の偽造以上に、官僚の買収と行政資料の偽造・改ざんを取り締まる処罰規定こそ早急に必要ですね。アフターアベは、マフィアみtaiな政権運営をどう断ち切るのかも大きな政治課題ですね。

◆ 「人質司法」の問題はないのか？

(石村) 河井克行・案里夫妻の参院選買収疑惑事件、秋元司衆院議員のIR汚職事件、どちらも有罪になれば、議員資格を失うわけです。国会議員の失職については慎重に考えないといけません。しかし、否認している河井夫妻は保釈がなかなか認められません。また、秋元議員も、3度も逮捕されています。政治家の犯罪に対して庶民は検察にエールを送り勝ちです。しかし、冷静になって考えると、いわゆる「人質司法」という観点からは問題はないのでしょうか？カルロス・ゴーン被告の場合は、外圧にも配慮し、保釈し、結局、高跳びされてしまいました。

(清水) ゴーン被告の国外逃亡、それに今回のような保釈後に証拠隠滅を図るケースが明らかになると、人質司法などフェイク、「そら見たことか」というモードが広がってしまうことが危惧されます。

(石村) 今回のケースは、人質司法をただしてきた良識派には「負の効果」をもたらしますね。人質司法は正論とする法と秩序派を勇気づけてしまいかねませんね。

(清水) 確かにそうしたモードが広がることには警戒が必要です。しかし、「人質司法」の問題については、今回の問題とは切り離して、冷静になっ

て考える必要があると思います。

保釈は、今の法律では、検察官が起訴した後でなければ認められていません。それはどういうことかといえば・・・

(石村) つまりもう、裁判所に有罪を認めてもらえるだけの証拠がそろったから起訴したということですね。

(清水) そういうことです。

そして保釈が認められたというの、捜査が尽くされて有罪にするのに足りる証拠は集め終えた。保釈してももう隠滅する証拠は残ってない、ということなわけです。

(石村) つまり、その後いくら買収して、あとからやはりその日は会ってなかったといわせても、もはや手遅れなわけですね？

(清水) 記憶違いがあっても無理もないとか、合理的と考えられない限り、何らかの工作が行われたであろう、新証言の信ぴょう性は疑わしい、と判断されてしまいますから。

(石村) ましてや、保釈条件に違反してひそかに会っていたとわかれば、なおさら信用性は低くなるわけですね。

(清水) 今回のケースもそうですが、証人の方も証言でいくら金を積まれようと、偽証や証拠偽造をすれば自分が罪に問われるわけです。少々のことでは自分に得がないことも明らかなのです。

(石村) とくに自分も贈賄の罪に問われて被告人の立場にあるなら、自分の弁護人にもそれとなく相談するでしょう。自分に損になるような協力に、そうたやすく応じるわけはありませんね。

(清水) それから逆に、保釈しなかった場合の弊害はないのか、ということもあります。

(石村) 参院選買収疑惑で否認し続ける河井克行・案里議員夫妻の場合は、特にそうですね。被告人自身が正当な防禦活動をすることは、当然認められなければなりませんからね。

(清水) 仰せのとおりです。

法律の専門家でない一般人である裁判員も、法律の解釈などは難しいわけです。ですから、裁判官に教わらなければなりません。しかし、事実の認定は法律の素人でもできます。

これと同じで、自分のアライの証明とか、当時の記憶とか、弁護人以上に被告人自身こそ、自分の防禦のために重要な役割を果たす必要があります。

(石村) 検察と闘う本人を囚われの身の状態に置

くことは、フェアな裁判とはなりえませんね。

(清水) 弁護人が被告人から話を聞いて現場に立っても、当時のことを思い出せるわけではありません。やはり被告人自身その場に再び立ってこそ蘇(よみがえ)る重要な記憶があり、思い出せる風景もあるわけです。

(石村) 証拠の偽造や隠滅なども、やろうとすれば拘留所の外にいる人間と連絡を取ってやれないことはないわけです。証拠の偽造や隠滅などは、保釈を認めない絶対の理由にはならないわけです。

(清水) わが国の刑事司法制度では、被疑者段階での勾留期間や接見禁止措置などによって、過剰に捜査機関が「人質」を自由にできる制度設計になっています。裁判所もこれを容認しています。それに、否認して争うこと自体を理由に、起訴されたあとでも保釈を許さず勾留し続けることで被疑者を懲らしめる構図になっています。

(石村) ゴーン被告の場合は、外圧が強かったから、否認しても保釈された。しかし、参院選買収疑惑で否認し続ける河井克行・案里夫妻は、起訴後も保釈されない。これでは、検察と裁判所がタイアップして頑なに守り続ける人質司法ともやゆされる日本の刑事司法制度はダブルスタンダードではないか、と疑いたくもなります。

(清水) こうした日本の現状では、ゴーン被告でなくとも、日本の刑事司法そのものが信用できない、と考えても無理はないといえます。中国などよりはマッチベターなどといってはられないと思います。

(石村) 秋元議員は、カジノを含む統合型リゾート(IR)をめぐる汚職事件で、3回逮捕されました。1・2回目はカジノに関連し札束を受け取り、3回目は札束で刑事事件公判でのうその証言を働きかけ司法妨害の罪(証人等買収罪)で逮捕されました。テロリストでもマフィアでもない者で、しかも現職の国会議員で保釈された後の再逮捕されるのも異例です。国会議員のなかにはまともではない人物も少なくありません。しかし、政治家の倫理が余りにも腐敗すると、本来、政党という組織の構成員の悪事を暴くことがターゲットではない共謀罪(組織犯罪処罰法)で、政治家の悪事を暴かざるを得なくなります。政治家を選ぶ側も、もっと目利きにならないと、市民社会にも共謀罪が伝播し猛威を振るうことにもなりかねないわけです。清水先生、今回は、貴重なご意見をありがとうございました。

特集：気になる SNS 匿名投稿者情報制度の見直し

ネット中傷防止で、総務省が奮闘？ 「ネット掃除翼賛会」の気配も？

(CNNニュース編集部)

今号 (CNN ニュース 103 号) では、ネット上で誹謗中傷を受けた被害者が、「他人の権利侵害」をした投稿者／発信者の身元を割り出し、特定するための情報開示制度の見直しについて、特集した。2020 年 4 月に総務省が組織した「発信者情報の在り方に関する研究会」(発信者情報見直し研究会)は検討した中間報告に基づき、8 月末には、すでに開示対象に悪質な書込み (posting) をした投稿者 (poster) の電話番号を追加するプロバイダ責任限定法の省令改正を実施した。

今後、新たな裁判手続創設の是非などを含め、年内に最終報告が出てくる。

◎ 別動隊によるネット上の誹謗中傷対応策検討の実情

発信者情報見直し研究会とは別途に、総務省は「プラットフォームサービス研究会」を組織している。この研究会は、今年(2020年)8月に、「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」(緊急提言)をまとめた (https://www.soumu.go.jp/main_content/000705948.pdf)。また、総務省は、9月に、この研究会の緊急提言をもとに、インターネット上の誹謗中傷対策として官民で取り組む「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」(総務省政策パッケージ)をまとめた (https://www.soumu.go.jp/main_content/000705949.pdf)。悪質な投稿の抑止や被害者の早期救済につなげるため、相談窓口の体制を整備、強化し、それを周知徹底することや、被害者が投稿者(発信者)の身元を特定しやすくするため制度見直しが柱である。

緊急提言や総務省政策パッケージによると、総務省は、自らが支援する「違法・有害情報相談センター」(<https://www.ihaho.jp/>)の人員を増やし、対応体制を強化する。ネット業界団体である「一般社団法人セーフターインターネット協

会(SIA=Safer Internet Association)」(<https://www.saferinternet.or.jp/>)は、今年6月に、ネット被害者が誹謗中傷投稿の削除を依頼できる窓口を設置している。総務省は、こうした外部組織や法務省と連携を強化する。加えて、被害防止に向けてネチケットについての教育現場などで出前講義を行う。また、ネット上で起きるトラブルや防止策をまとめたパンフ(FAQ)を、全国の教育委員会などを通じて配布する。

さらに、SNS(会員制交流サイト)を運営するオンライン/デジタルプラットフォーム事業者(プラットフォーマー)には、ユーザーの要請に応じて自主的に問題投稿を削除するように促す。また、AIなどを活用し特定の個人に問題投稿が殺到するのを防ぐ機能を導入するように促す。加えて、各プラットフォーマーに、自主的な取り組みについての報告を求め、総務省がその取り組みを評価する仕組みを整えるという。

◎ 自治体でも、ネット上の誹謗中傷対策が積極化

自治体レベルでも、ネット上の誹謗中傷対策が積極化している。長野県は、新型コロナウイルスに関わる誹謗中傷への対応を強化している。今年(2020年)8月19日に、新型コロナ関連人権対策チームを発足させた。

次いで、8月26日には「新型コロナ 誹謗中傷等被害相談窓口」を開設し、SNS(会員制交流サイト)などネット上の悪質な書込みの監視を開始した。法務局や県警など各機関とも連携し、必要な対応を実施する方向だ。

◎ 「有害情報・社会的法益侵害情報」への対応はどうか？

ネット上には、「他人の権利侵害」はしていないが、公序良俗の反するわいせつ画像や雑人予

告、犯罪勧誘など「有害情報・社会的法益侵害情報」があふれている。この種の情報について、プラットフォーム側への削除要請、自主削除を官民挙げてやる方向が強まっている。しかし、表現の自由とか人権の議論をしっかりとしようという動きは、既存のメディアにもソーシャルメディアにもない。総務省の「ネット掃除翼賛会」づくりのような動きの「真意」を、メディアは読み取れない、あるいは「見て見ぬふりをしている」ようにもみえる。

ネット上の有害情報・社会的法益侵害情報の削除は、「ネット上で匿名で表現する自由権」を軸に議論しないと、中国の官民共同の「国営プロバイダ」構想と同じになってしまう。しまいには、民事でも「国営プロバイダ機構」に刑事訴訟法 197 条 2 項のような要請ができる仕組みがあれば便利?の議論になりかねない (<https://linecorp.com/ja/security/article/28>)。それから、政治的な投稿も、フェイクかどうかの判定が

重い課題になるはずだ。【詳しくは、CNN ニュース 104 号で取り上げる予定】

◎ 自助、デジタル庁で、高齢社会に似合わない新自由主義の菅政権

コロナ禍で傷ついている国民の前に、突如、「自助」、「マイナンバー万歳」、「デジタル庁」の旗たてて、高齢社会に似合わない新自由主義の菅政権が現れた。平井卓也デジタル改革相という御仁も、小池東京都知事と同じで、やたらと横文字（英語）を並べたて、庶民にはわけわからない。無原則の社会のスマート化は、人権を蝕む。エストニアのような小国をあげて、罰則なしのマイナンバーカード義務化で、デジタル政府はすぐにでも実現するような独断には危うさを感じる。「意気込みはよし」とするが、人権ファーストの認識を欠くと、中国のようなデータ監視国家に変わる。国民は、そんな国家像を求めている。

コラム

私的ソーシャルメディア & 公的ソーシャルメディアと訴訟

ソーシャルメディア全盛の時代である。ソーシャルメディアのオンラインプラットフォームで、市民はネット上の交流をグローバルに開花させている。フェイスブック (Facebook) やツイッター (Twitter) などの SNS は、きわめてオープンであり、誰でも匿名で投稿でき、その投稿にアクセスできる。このことから、「公的ソーシャルメディア (public social media)」と呼ばれる。これに対して、フェイスブックメッセージアプリ (Facebook Message App)、ワッツアップ (WhatsApp)、ウーチャット (WeChat)、インスタグラムのダイレクトメッセージ (DMs = Instagram's Direct Message) のような SSN は、「私的ソーシャルメディア (private social media)」と呼ばれる。最近、この私的ソーシャルメディアが脚光を浴び、利用が急速に伸びている。この背景には、私的ソーシャルメディアの秘密性の高さにある。二人の間、あるいは少数の仲間同士で会話や動画、映像を交換ができ、第三者を排除できるからだ。公的ソーシャルメディアでは、プライバシーが守れないこともある。

しかし、公的ソーシャルメディアの匿名性ととも、私的ソーシャルメディアの秘密性の高さはマイナスにも作用する。犯罪捜査や裁判でのディスカバリー (証拠開示) では、高い壁となって、そのゆく手をささざる。

アメリカでの話である。あるバスケットボールの選手 A が車の運転中に、居眠り運転をしてい



た B の車に追突され、負傷した。A は、ケガで歩行が困難になり、選手生命もたたれたとして、B を相手に巨額の損害賠償請求訴訟を起こした。B の弁護士は、探偵を雇い、A の行動をマークした。探偵は、

A が事故後も密かに自宅近くの体育館で親しい仲間とバスケットボールの練習をし、その映像を、インスタグラム DMs で仲間内交換をしていることを耳にした。そこで、B の弁護士は、裁判所に対し、A のスマホ、ユーザー登録している私的ソーシャルメディアの名称、映像、電子メールアカウントなどの提出を求めた。裁判所は、A の訴えの内容が事実と反するとみて、それらを証拠として提出するように A に命じた。

近年、裁判所は、詐欺や企業秘密、契約違反、雇用などの訴訟に関する証拠開示で、私的ソーシャルメディア情報を活用する傾向が強まっている。アメリカでは、IT に強くないと、裁判官も弁護士も仕事を続けるのが難しい時代に入っている。

(CNNニュース編集部)

最新のプライバシーニュース

ストップ！！ 菅政権の国民皆マイナンバー監視制度

(CNNニュース編集部)

骨 太の方針 2020 が、7月17日に閣議決定された。ここでは、マイナンバー（個人番号）制度を基軸としたデジタル・ガバメントを推進するとうたわれた。1年間を集中改革期間とした。社会全体のデジタル変革「DX」で「新たな日常（new normal）」をつくりあげるのだという。DXとは、「デジタルトランスフォーメーション（DX=Digital transformation）」の短い言回しだ。DXとは、ITの浸透で、国民生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという信仰にも近い考え方だ。やさしくいえば、DX=デジタルファースト（オンライン／ネット第一）。だが、高齢化する社会において、デジタルファースト政策は、デジタルデバインド（情報技術格差）問題を深刻にする。DXは、この国を明るくするとは限らない。

◆ 菅政権、本物の「役所村度政権」の兆し！

安倍政権では、官房長官を務めていた菅氏が、出来レースで？総理大臣になった。この御仁、秋田の寒村から高卒で集団就職云々の話はフェイク、家族はそれなりに裕福、御仁が遅咲きだっただけ？との週刊誌報道もある。いずれにしろ、この御仁は、「デジタル庁」を立ち上げ、強力にマイナンバー制度推進し、消費税増税もOKとのことだ。総務省や財務省の役人の村度政権の兆しははっきりしてきた。

◆ 超高齢社会にやさしくないDX

菅首相に、パソコン（PC）の初期設定やスマホの電子決済の初期設定などを、国民の目の前で実演して欲しい。70歳を過ぎた首相には、至難なのではないか？「私には常に補助者がいるから大丈夫！」では、国民はついてこない。いずれにしろ、現金払い、紙の通帳の方が自身の世代には

やさしいのはわかるはずだ。補助者なしで数日間行動すれば、自身がすすめているDX推進政策が、超高齢社会にはマッチしていない、やさしくないのを実感するはずだ。携帯料金の引下げ=DXではない。庶民派を名乗るのは実に難しい。

NTTドコモ口座を狙った預金の不正引き出し事件は教訓を残した。ICTの先端を走っているドコモのような企業でも、むやみやたらとデータの安全性だけを優先できない。電子決済する消費者の利便性も考えないといけな。DX、ITファーストだけではビジネスがなりたたないからだ。相次ぐ悪用で、大方の庶民は、DX、ITファーストに不安は感じて、幸せを感じないのではないか。

アメリカの諸州では、小売店舗などでの現金払い取扱いを義務づける法律を次々と成立させている（CNNニュース98号7頁以下参照）。高齢者などには、現金の匿名性の方が、暗証番号、パスワード乱設よりは、よほど安全、安心だからだ。

◆ 優先すべきは、政治資金の番号監視

マイナンバーを基軸とした行政のデジタル化を進めるための関連法案が来年の通常国会で目白押しになるのではないか。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う1人10万円の特別定額給付金では、支給に手間取り大きな混乱を招いた。この背景には、国の役人の無茶なPRがあった。連中は、機能不全の電子政府プラットフォーム（マイナポータル）が完成品であるように見せつけようとした。機能不全のマイナポータルで、オンライン申請させ、マイナICカードを広く使わせることなど所詮ムリだった。ところが、国の役人は、この機に乗じて、国民をマイナICカードは必要不可欠ツールと錯覚させようとした。こうした国の役人の悪巧みが、事態を一層悪化させた。当時の総務相は、「自治体職員の

ICスキルの問題」とかわしたが、それは事実
に反する。フェイクだ。

時計の針を今に戻す。次期通常国会に出される
デジタル化関連法案の1つは、1人1つの預貯金
口座をマイナンバーとの紐づけの義務化であらう。
国の役人は、本音を隠し、義務化できれば、緊急
の経済対策などのときに給付の迅速化が図れると
PRする。

口座を把握していれば、迅速な給付につながる
のは分かる。だからといって、マイナンバーと結
びつけるべきなのか。その先に、全ての口座の紐
づけの義務化につなげたいというのが国の役人の
本音が見え隠れしている。

だが、現在でも税金の還付には預貯金口座が利
用され、マイナンバーと紐づけはされていない。
しかし、何の不都合もない。何のために紐づけが
必要なのであろうか？国民の懐を国家が常時監視
できるようにするためであらうか？そもそも、税
金を払った後の庶民のカネを国家が常時番号監視
するのは、市場原理を基本とする国家体制には合
わない。わが国はデータ監視国家主義の中国とは
異なるはずだ。

マイナポイントでも、国の役人は、TVなどを
使ったPRにジャブジャブ血税を浪費している。
国民はポイント還元などにもう飽き飽きしてい
る。くれるなら、すんなりと現金を給付して欲
しい。ポイント還元など、そもそも民間がやるべ
きことを、官がやってはいけない。そんなカネが
あるのなら、コロナ対策のPCR検査やエッセン
シャルワーカー支援などに振り向けるべきだ。

こうした役人のやりたい放題を見逃してきた
のが安倍政権だ。こうした安倍政権の政策を継承
するとアナウンスする菅政権は、この国を明るくす

るようには思えない。

菅政権には、国民皆マイナンバー監視のよう
な提案をする前に、やるべきことがある。それは、
政治資金の透明化である。河合議員夫妻のような
政治資金事件が二度と起きないように、政治資金
のマイナンバー監視を優先してはどうか？モリカ
ケ問題や桜を見る会のような政権の「税金の私物
化」を、官房長官として見て見ぬふりをしてきた
のも、菅氏ではないか？庶民のカネのマイナン
バー監視をいう前に、政治にかかわるカネのマイ
ナンバー監視を優先させるべきだ。これが、菅政
権のエッセンシャルワーク（必要不可欠業務）で
ある。

◆ 野党は、国民の自由権を保護する政策を
示せ！

役人と与党が結託してすすめるマイナンバー
を使った国民皆監視の仕組みは、お隣中国のデー
タ監視国家主義の仕組みと瓜二つである。政界
では、自由主義国家のもとで、リアルやネット
空間での市民のプライバシー権や移動の自由、
匿名で表現する自由、財産権などをどう保護す
るのかの議論や思考が停止している。これをい
いことに、コロナ禍なども悪用し、国の役人は
好き放題している。

新たに誕生した立憲民主党の政策をみても、国
民の自由権をどう護るつもりなのか、まるでわ
からない。この面での政策は皆無に近い。消費
税減税のような国民の生存権の確保には熱心な
のは評価できる。しかし、国民の自由権の確保
についても、菅政権のDXと対峙できる明確な
政策を打ち出して、国民の期待に答えて欲しい。

編集 及 び 発 行 人	プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
	東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
	Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net
	編集・発行人 中村克己
	Published by
	Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590
	http://www.pij-web.net 2020.10.19 発行 CNN ニュース No.103

入会のご案内
季刊・CNN ニュースは、PIJの会員（年 間費1万円）の方にお送りしています。 入会はPIJの口座にお振込み下さい。
郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき
・新首相、デジタル庁をつくるのか？携帯 電話代が高すぎる、マイナンバー万歳等々、 官房長官時代から総務省にエールを送る発 言の繰り返し。超高齢社会の日本を、中国 型の人間ポイント評価制を入れた超デー タ監視国家にするつもりか？ (N)